

平成30年第3回美幌町議会定例会会議録

平成30年3月 6日 開会
平成30年3月22日 閉会

平成30年 3月20日 第9号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 議案第 25 号～議案第 57 号について

○出席議員

1 番	高橋秀明君	2 番	大江道男君
3 番	新鞍峯雄君	4 番	上杉晃央君
5 番	稲垣淳一君	6 番	戸澤義典君
7 番	早瀬仁志君	8 番	岡本美代子君
9 番	坂田美栄子君	副議長 10 番	吉住博幸君
11 番	橋本博之君	12 番	中嶋すみ江君
13 番	古舘繁夫君	議長 14 番	大原昇君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美幌町長 土谷耕治君
教育委員会会長 平野浩司君

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副町長	平井雄二君	総務部長	広島学君
民生部長	高崎利明君	経済部長	矢萩浩君
建設水道部長	石澤憲君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	橋本美典君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	小室保男君	庁舎建設主幹	遠國求君
電算主幹	河端勲君	まちづくり主幹	田中三智雄君
政策主幹	小室秀隆君	財務主幹	中尾亘君
契約財産主幹	大場正規君	税務主幹	関弘法君
環境生活主幹	佐々木斉君	児童支援主幹	多田敏明君
福祉主幹	遠藤明君	健康推進主幹	武田孝司君
農政主幹	渡辺靖行君	みらい農業センター主幹	午来博君
耕地林務主幹	伊成博次君	商工主幹	後藤秀人君
観光主幹	那須清二君	建設主幹	川原武志君
施設管理主幹	中沢浩喜君	建築主幹	西俊男君
水道主幹	御田順司君	地域医療連携主幹	高山吉春君
事務連絡室次長	志賀寿君	事務連絡室庶務主幹	岩田憲次君
教育部長	田村圭一君	学校教育主幹	以頭隆志君
学校給食主幹	石田勇一君	社会教育主幹	露口哲也君
町民会館建設主幹	斉藤浩司君	スポーツ振興主幹	浅野謙司君
博物館主幹	鬼丸和幸君	農業委員会事務局長	酒井祐二君

選挙管理委員会事務局長 谷川明弘君
監査委員室長

○議会事務局出席者

事務局長 藤原豪二君 次 長 佐藤和恵君
議事係長 橋本勝君 議 事 係 寺田好君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから平成30年第3回美幌町議会定例会第15日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番新鞍峯雄さん、4番上杉晃央さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第25号から
議案第57号まで

○議長（大原 昇君） 日程第2 議案第25号美幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてから議案第57号平成30年度美幌町病院事業会計予算についてまでの33件を議題といたします。

第14日目に引き続き、質疑を行います。

議案第50号平成30年度美幌町一般会計予算についての質疑を行います。

担当部局ごと、事項別明細書の款及び項ごとに進めたいと思います。

なお、予算書の第2表、債務負担行為及び第3表、地方債に対し質疑する場合は、それに対応する事項別明細書の項の中で質疑をお願いいたします。

歳出の10款、教育費、2項、小学校費、178ページから183ページまでの質疑を許します。

学校教育主幹。

○学校教育主幹（以頭隆志君） 昨日、戸澤議員から御質問のございました公開授業負担金に係る参加人数について、後ほどお知らせをさせていただきますとお伝えをしておりましたので、その参加人数についてお伝えさせていただきたいと思います。

美幌小学校におきましては、町内、町外からの参加で60名です。続きまして、東陽小学校は、同じく町内、町外で54名です。続きまして、旭小学校は、同じく町内、町外で57名です。続きまして、美幌中学校は、町内、町外で44名の参加です。続きまして、北中学校につきましては、町外の出席者はございませんで、町内のみで24名の参加となっております。

どうぞよろしく願います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

1番高橋秀明さん。

○1番（高橋秀明君） 179ページの修繕料、1,209万8,000円の内訳についてお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（以頭隆志君） 御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

修繕料1,209万8,000円の事業内訳について御説明をさせていただきます。

各校共通の修繕料として、小学校3校に

係る修繕を計上したもので、学校施設、教職員住宅等小破修繕として400万円、教室黑板交換修繕として91万4,000円、プール修繕として33万円、遊具修繕として138万6,000円、小学校プレイルーム、美幌小学校プレイルーム床修繕として54万円、東陽小学校のパソコン教室床張りかえ修繕として100万9,000円、旭小学校給湯ボイラー用煙突改修として259万2,000円、同じく旭小学校電気暖房中央監視装置等修繕として105万円、美富教職員住宅屋根裏改修として27万7,000円の合計で1,209万8,000円となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番高橋秀明さん。

○1番（高橋秀明君） わかりました。

その中で、旭小学校給湯ボイラー用煙突改修の内容については、アスベスト関連の処理の工事なのですか。そういう記憶があったものですから、確認としてお聞きします。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（以頭隆志君） 高橋議員のお話のとおり、旭小学校の給湯ボイラー用の煙突改修につきましては、アスベスト対策に基づきまして、現状、給湯ボイラーが経過観察という判定を受けております。その中で、北海道の点検マニュアルがありまして、3カ月に1回程度の点検を行いながら、現状、使用しております。

それにつきまして、平成30年度として、現有の煙突の塞ぎ込みと給湯ボイラー用の煙突を新設するという内容の改修になっております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 181ページにおける教育費、小学校費、学校管理費の中のスクールバス運行業務委託料3,914万

4,000円の内容と積算根拠についてと同じ趣旨で、185ページの教育費、中学校費、学校管理費、その中のスクールバス運行業務委託料2,991万3,000円の内容と積算根拠をあわせて御説明いただきたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 学校給食主幹。

○学校給食主幹（石田勇一君） スクールバス運行業務委託料の御質問にお答えいたします。

美幌町のスクールバスの運行につきましては、小学校費の予算計上では、委託車両4台、直営車両1台、少人数路線ハイヤーによる代替運行としております。

また、平成25年4月から町営バスとして運行しておりました豊岡、日並の2路線をスクールバス化しまして、一般町民の方も乗車することができる混乗スクールバスとして運行しております。

委託料の積算方法ですが、各路線ごとに登校便、下校便の年間走行距離に登下校以外の多目的利用分を加算した距離数に委託単価を乗じて算出しております。

なお、委託単価につきましては、数年間据え置きとなっているため、今年度は7%増として予算を計上しております。

各路線ごとの走行距離につきましては、表に記載のとおりでございまして、バスの号車ごと及び代替ハイヤーについて、平成29年度の当初予算ベースのキロ数で比較をさせていただいております。

関連しまして、中学校費の部分ですが、資料の18ページになります。

こちらにつきましては、中学校費で予算計上しているバスにつきましては、委託車両4台、小学校費と同様、少人数路線はハイヤーによる代替運行ということで運行させていただいております。

それぞれバス号車ごと代替ハイヤーの年間の運行距離については、表に記載のとおりとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） これは、小学校費と中学校費に分かれています。平成30年度の車両ごとに児童生徒が乗るかということは把握されていると思います。通常、生徒さんがこのバスに何人乗るかということは把握されていますので、生徒さんのバスごとに何人乗られるのかということです。

混乗のほうは、大人が乗れるということですから、乗ったり乗らなかったりは一定でないので、結構です。

それから、今説明ありましたが、今年度は7%増となりましたと言われたら、そういうものかなと感じるのですが、積算根拠というのは、例えば、運転手さんの人件費が何ぼ上がってとか、燃料費が何ぼ上がってとか、数年間は据え置きだったけれども、その間の修理代は行政が思っているものと差異があるのかということが基本的にあって、計算した上で、結果として7%と言われるのならわかるのですが、ぼろっと7%と言われても、わけがわかりません。ですから、積算根拠というのは、基本的に一つ一つの根拠があって積み上げるものだと思いますので、そこら辺を、いま一度、お教え願いたいと思います。

また、前後しますが、ハイヤーの運行日数を教えてください。距離は、書いてあるので、わかりました。運行日数です。例えば、私の頭の中で計算しますと、土・日は抜いたとすれば、250日で、夏休み、冬休みがあるからさらに減るとか、生徒さん1人当たりの単価とか、日で割り返したら幾らになるかというのは議論の上で必要かと思っておりますので、車両ごとの運行日数です。学校通いですから、各車両の日には変わらないと思いますが、押さえているものがあればお教え願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 学校給食主幹。

○学校給食主幹（石田勇一君） まず、ス

クールバスを平成30年度に利用される総体の人数は116人で、小学生が79人、中学生が37人でございます。

車両ごとの乗車人員ですが、登校と下校で乗る人数が違うものですから、登校でお知らせしたいと思います。上から小学校費の51号車は、登校便で10名です。446号車が11名、100号車の豊岡線が14名、143号車の日並線が3名です。中学校費に行きまして、28号車が12名、110号車が12名、447号車が11名、199号車が22名です。

また、委託料の算定ということで、今年度は7%増となっておりますけれども、この積算の仕方としましては、議員がおっしゃるとおり、人件費とスクールバスの維持管理費ということで、燃料費や車検整備費を含めて委託料の積算をしております。

今回、委託料の金額がふえたということは、議員がおっしゃるとおり、人件費部分が膨れたため、今回、7%ほどの増加となっております。

運行日数の件ですが、資料でお話ししたとおり、平成25年4月から混乗スクールバスということで、それぞれ所管するのが、まちづくりグループの旧町営バスと学校給食グループで所管するバスがありますが、まちづくりグループで運行する分については、町営バスと同様、通年で運行するというので、夏休みも冬休みも運行いたします。ただ、日曜日は運行しません。また、学校給食グループで所管するバスにつきましては、夏休み、冬休み、春休みは運行しておりません。一部、古梅線のバス1台については、民間路線バスの代替ということで、旧町営バスと同様に通年で運行しております。

運行日数については資料がございませんけれども、運行の仕方としては、通年で運行させていただいております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さ

ん。

○10番（吉住博幸君） 今、説明していただいたのですが、私が聞いていることをもう一度繰り返させていただけます。全体で割り返したら7%アップがいい、悪いを言っているのではないのです。例えば、人件費は数年据え置きがあったけれども、現状として4%で、燃料が極端に言うと20%上がった、修理代が統計的に何%ということで、それをあわせたら結果として金額的に7%というのわかります。しかし、その積み上げ自体は何も説明されていません。私が言いたいのはそこです。

教育長、申しわけないけれども、これを質疑させていただいていますが、基本的にそのデータがあると思うのです。それがあから、結果として数字で割り返したら7%のアップだということは私もわかるのですが、その積み上げがわからないのです。今、持ち合わせのものが無いのであれば、そのための積算根拠はあるはずですが、それを出していなかったら上がってこないわけで、つまみで7%アップしてやればいいのだと積算しているとは私は思いませんので、後日でもいいので、要望も含めて、議長からもお願いしていただきたい。

今回、なぜこういうふうにいるかということ、生徒だけで小学校費のスクールバス代と中学校費のスクールバス代を合わせたら約7,000万円だと思うのです。そこで注目したかったのは、7,000万円を利用されている生徒たちの人数で割り返したら、年間で63万円ぐらいになると思います。小学校費の中のスクールバス代と中学校費の中のスクールバス代を合わせたら約7,000万円で、混乗の一般町民の人数はカウントできませんから、それを単純に小学校の生徒数、中学校の生徒数で割り返したら、生徒1人当たり年間でどれくらいかかるのか。

運行日数を説明したつもりでしょうけれども、私としてはわかりません。あえて年

間と言わせていただければ、63万円ぐらいかかっているのだと思っています。

教育長、申しわけないけれども、資料要求をしますので、議長もよろしく取り計らってください。

○議長（大原 昇君） 後ほど、積算根拠の明細をしっかりと出していただければと思います。最後のことも、日数などがしっかりわかるように出していただければと思います。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 181ページの小学校費の学校管理費、使用料224万1,000円についてです。小学校の校務システムの関係ですけれども、関連しまして、今回、中学校でも導入される計画ですので、185ページの中学校の学校管理費についても伺います。

私からは、このシステムについて、現状、どのような取り組みを各学校で行っているのか、そして、これを導入することによる期待、効果について御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（以頭隆志君） 御質問のありました使用料224万1,000円、小学校における校務支援システム導入の目的と内容についてと、期待、効果について御説明をさせていただきたいと思います。

この校務支援システムは、道教委が主導し、道立高校を中心に平成24年度から導入が進められております。教職員の業務の一部をシステム化することで、校務の効率化を図るという目的のものです。

導入の目的としましては、各学校共通の校務支援システムを導入することにより、個々の教職員で行われている公務情報の管理から学校全体で情報管理を行うもの、また、公務の効率化と教職員の事務負担軽減を図るものです。さらに、他市町村との共通システムを導入することによる校務事務の人事異動に伴う新たな負担を軽減するこ

とを目的としております。

現状の各校の取り組み状況につきまして、資料に記載させていただいておりますが、校務事務の主要項目である学籍簿管理、生徒の出欠管理、通知票、指導要録、成績処理について、主にエクセルで自己管理のほか、一部、簡易ソフトや手書きで対応している学校があるのが現状です。

期待される効果を3点ほど書かせていただいております。

1点目としまして、校務事務にかかる時間が短縮され、業務改善を図ることができ、子供と向き合う時間や教材研究を行う時間を生み出すことができることです。道内において実際に導入されたモデル校につきましては、年間平均116.9時間の事務負担削減効果があらわれているという実績がございます。

2点目としまして、セキュリティ対策を施された場所にデータ保存をすることで、人的な過失によるデータ流出のリスクを軽減できることであります。児童生徒の個人情報情報の持ち出し、または、メモリーの不注意な紛失を防ぐということが期待されております。

3点目としまして、学籍情報や指導要録情報を中学校へ効果的に引き継ぐことが可能になるということでもあります。現在は、エクセル等で管理された資料をプリントアウトし、書類で情報引き継ぎを行っておりますが、共通システムを活用することにより、そのデータを直接利用することが可能となり、有効活用が図られるということです。また、同様のシステムを活用する他市町村においても直接データを活用することが可能となるものです。

続きまして、稼働時期についてでございます。

4月から5月までの間に教職員全体への説明会を実施する予定をしております。

5月から6月にはシステム改修、7月から8月の夏季休業期間中には、業者が各校

を訪問しまして操作方法の説明、また、同じく7月から9月までに試験運用と児童生徒の名簿の取り込み、10月から本格稼働を予定しているものであります。

費用についてですが、初期費用につきましては、システム導入時のみであります。月額使用料につきましては、今年度は10月からの6カ月分を計上しており、次年度以降については1年間分を計上するものであります。

続きまして、中学校費について、同様に使用料137万1,000円の校務支援システムの目的と内容についてでございますけれども、先ほど小学校費の中で述べさせていただいたものと同様でありまして、現状の取り組み状況につきましては、資料に記載させていただいておりますが、同じく美幌中学校、北中学校ともにエクセルまたは簡易ソフトを使って処理している現状でありますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 目的や期待する効果ということで、今、新聞紙上で、教員の時間外ということが相当負担になっているということですから、こういうシステム導入によって、ここに書かれているような効果が期待できるということは本当に望ましいと思います。

そこで、現在行っている学校簡易ソフトや業者ソフトというのは、当然、公費を利用されているのだと思いますが、ここは私費で担当する先生が自分のエクセルなどを利用してやっているのか、その辺の実情を1点お聞かせいただきたいと思います。

また、効果の2点目で、いわゆる過去にもUSBにデータを持って行って紛失したということで新聞記事をにぎわせたことがありましたが、今回のシステム導入で、例えばこういう効果はあるけれども、物理的に学校内での処理ができなくて、USBに

データを入れて家に持って行ってやるということはないのか。

データの流出のリスクを軽減するということから、そういうことはないと思うのですが、そういう心配は全くなくて、校内で先生たちがこのソフトを使って処理するという理解でいいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（以頭隆志君） 御質問の学校簡易ソフトは公費で行っているのかということについてでありますけれども、学校簡易ソフトとは、それにたけている先生が簡易的につくったもので、各学校で情報共有しながら活用させていただいている無償のソフトであります。同じく、業者のソフトにつきましては、お試し版として記載させていただいておりますが、費用をかけずに活用しているソフトでございます。

学校外への生徒情報の持ち出しについてでありますけれども、今回の校務支援システムを導入することによりまして、そのデータについてはクラウド管理ということで、情報については、学校で持ち合わせるのではなく、一定の場所に保管して使用するものになりますので、今後、持ち出すということとはなくなるものと考えております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今の説明で大まかなことは理解したつもりですし、資料を見て、ほかのところはかなり早くから導入されているという状況は理解しました。

そこで、美幌町が平成30年度に導入しようとする大きな目的はわかったのですが、もう少し早く導入されてもよかったのではないかという思いが一つです。

それから、費用負担について、一番最後に1校当たりの金額が出ておりますが、これは1カ月当たりという理解なのですか。1校当たりですけれども、年間、これだけの予算で賄えるという理解なのか、そこら

辺をもう少し詳しく説明願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（以頭隆志君） 導入時期について、もう少し早くすべきではないかというお話でございますが、資料の他市町村の導入状況というところに記載しておりますが、導入済みの市町村は北見市以下の記載のとおり、平成30年度導入においては網走市以下3市町、美幌町も含めると4市町ということですが、導入割合としては63.16%というところを示させていただいております。

今までは、北見市が独自のシステムを稼働させて使用しておりましたが、平成29年度に北見市がこのシステムを導入するという流れがありまして、共通するシステムを導入することによりまして、管内での異動の際の負担軽減が図れるという判断のもと、30年度の導入として計画したところであります。

続きまして、1校当たりの費用負担についてでございますが、資料に記載させていただきましたが、初期費用につきましては、今回の導入時1回限りで、1校当たりは、月額3万2,400円掛ける6カ月で19万4,400円です。これは、平成30年度の年間の使用料ということで御理解いただきたいと思います。次年度につきましては、3万2,400円掛ける12カ月ということで御理解をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 1点目の校務支援システムの導入について、もう少し早くという御質問がありました。今、主幹から大まかな説明をさせていただきましたが、実は、このシステムにつきましては、平成24年度から、道教委が主導となりまして、道立高校から導入が始まったシステムとして、導入当時も検討をした経過がありますが、その当時としましては、高校を考えるのシステムということで、小学校、

中学校に導入した場合に使いづらいという状況がありました。ですから、導入の進捗状況等を確認しながら検討していたということと、昨年、システムが改修されました、その辺の不都合が大分解消されたという情報も北見市から聞いておりました、そういうことも含めて導入させていただくということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今回、システムを導入するわけですけれども、システムのもともとの経過については、今、部長の言ったとおりでありまして、教育長会議の中で、オホーツク管内の校務支援については一本化すべきだという話はずっと出ておりました。

その中で、今、部長が説明した、高校をベースとした道教委が進めるソフトと、北見市は独自にずっとやっておりましたが、そのシステムが結果的にもう古くなって、新たな更新のための投資ができないということで、今回導入するシステムに切りかえるという話が出ていました。

もし北見市が独自に開発するのであれば、近隣も北見市のソフトに載せてほしいという話をしていました。今回、北見市が既成のソフトで昨年度からやり始めたということですので、近隣の未実施の町村については、皆さん、それに追従しましょうという話にはなったのですが、予算も含めて、それぞれの町村の状況があるので、それにあわせて30年度からやるということで手を挙げたのが、網走市、清里町、津別町、美幌町という状況です。

網走市については、新聞等でごらんになった方もいると思うのですが、たまたま、個々の先生が自分のパソコンで通知箋の情報を持ち出して、それを紛失したということで、やはり情報管理はきちんとしなければいけないということで、網走市も、即、ことしからやるということで話がつき

ました。

できれば、教育長としては、先生方のことを考えると、また、情報管理ということであれば、早くこのシステムに一本化されればいいかなという気持ちは持っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 小学校費の教育振興費とあわせて、関連しますので、中学校の教育振興費、就学援助費の平成29年度の見込みを含めて、どのようになっているか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（以頭隆志君） 御質問の要保護準要保護児童就学援助費1,162万5,000円の平成29年度までの年度別支給額、年度比、費目別給与金額、受給者数、率等の推移についてお答えさせていただきます。

要保護準要保護児童、生徒就学援助費につきましては、別添資料により御説明させていただきます。

資料の1枚目につきましては、要保護、準要保護のみの支給額実績について記載しております。2枚目につきましては、1枚目の要保護、準要保護の支給額実績に、特別支援教育就学奨励費として支給した実績も加えた費目の総額実績についてお示ししております。

平成29年度までの年度別支給額につきましては、①年度別支給額の欄をごらんいただきまして、3年間で御説明をさせていただきます。

平成27年度は小中学校合計で1,923万4,348円、平成28年度は小中学校合計で1,992万1,038円、平成29年度は小中学校合計で1,965万5,330円です。ただし、平成29年度につきましては、3月に支給の給食費については支給済みでございますが、体育実技用具費の実費精算が残っておりまして、給付金額が確

定しておりませんので、その点については御了承をお願いしたいと思います。

次に、年度別給与金額につきましては、①の年度別支給金額と同額であります。それぞれ費目ごとに集計しておりますので、記載の額を御確認願います。

次に、受給者数、率の推移について、ですが、③年度別受給者数の欄をごらんください。平成27年度は、小学校では要保護、準要保護合計で132名の13.41%、中学校では要保護、準要保護合計で86人の16.51%ということで、要保護、準要保護合計で218人の14.49%です。

平成28年度は、小学校では要保護、準要保護合計で119人の12.5%、中学校では要保護、準要保護合計で92人の17.83%ということで、要保護、準要保護合計で211人の14.37%です。

平成29年度は、小学校では要保護、準要保護合計で124人の13.51%、中学校では要保護、準要保護合計で95人の18.16%ということで、要保護、準要保護合計で219人の15.20%になります。

以上、御説明いたしましたので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 一般質問でもやりましたので、基本的なことだけにとどめたいと思うのですが、北海道全体の受給率から見ると、まだまだ対象者を拾い切れていないといいますか、活用されていないのではないかとずっと感じています。各自治体の取り組みを見ますと、目安となる金額などについて示しているというのも一つの特徴です。

お子さんをお持ちのお母さんたちに聞きますと、母子家庭の方々を使う制度ではないですかという言い方をしています。一般的に所得が低い方々を対象に間口が広く開かれているとは思っていないのです。そう

いうところに制度が十分活用されていない一つの要素があると思うのです。

あわせて、全道では、目安の金額が美幌町より低いところも結構あるのです。しかし、そういうところでも活用率は相当高いというところもあって、いろいろと工夫をしなければならない制度なのだろうと思います。

制度はあっても、趣旨が十分に伝わってなくて、結局は活用されていないという要素をぜひお考えいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（以頭隆志君） 御質問の制度の活用についてでございますが、平成28年度末、29年度の対象者の方からですが、就学援助開始前の入学準備金を事前にお渡しして活用願いますということ新たに始めておまして、1月号の広報でお知らせしております。また、1月20日付で就学通知にあわせて、入学準備金の支給についてのお知らせを全入学予定者の保護者の皆様にお配りしたということ新たに始めております。

さらに、就学援助費全体におきましては、2月号の広報に掲載することと、民生委員に御協力いただくため、民生委員の定例会の中で制度をお知らせして、対象者への周知をさらに促していただくことと、新学期が始まる当初から保護者へのお知らせの通知をして申請していただくということをしております。新たな取り組みと周知の方法については、このような流れでお知らせをさせていただいておまして、今年度の受給者数については、小学校、中学校の要保護、準要保護の合計が219人の15.2%ということで、対前年比で上昇しておりますし、まだ完全ではございませんが、徐々に周知がされていると理解しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今、大江議員の質問の中で、まだ活用されていないのではないかというお話をいただきました。私どもとしては、今、主幹が答弁させていただいたとおり、活用の努力は、今までいろいろと言われる部分を改善しながら進めてきた経過があります。それでも足りないという御質問でありますし、通常の家とよりも、何かの理由で父子、母子となった家庭の中の制度という思い込みがされるという意見もありました。

これについては、今後、広報とか、学校から通知をする場合に、一般の方でも所得がない場合は対象になりますというように、従来書いていた内容を再度見直しするなどの配慮をしまして、少しでも多くの方に活用していただく努力はしたいと思っております。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 美幌町を含めて、いろいろなまちで工夫されているのだと思います。ただ、一般論で言えば、そのラインがなかなかわからなくて、自分には関係ないのではないかという方が相当いらっしゃいます。制度があっても、結局、自分には関係ないというふうになると、接近してこないのです。そういうところが相当のウェイトであるのかもしれないと思っております。

担当している職員は、よくよくわかっているわけです。ラインはどのくらいで、障がいがあれば加算もできるということは、仕事としてかかわっていればわかるけれども、一般の町民は、その仕組みや目的、また、自分のために設けられている制度なのだということがなかなか理解されてないところがありますので、ぜひその点はさらに工夫していただければと思います。決して美幌町が全体的に保護者の収入、所得が高いために受給率が低いのだとは私は思いま

せん。そういう意味で、現状で十分だとは思えないので、引き続き御努力をいただきたいと思っております。

今、美幌町において、特別支援学級の特に小学校のお子さんの数が非常に伸びているということを現場でも感じています。その点について、せっかく資料を出していただいております。私は全道的な比較はしていませんが、美幌町の3年間の小学校における特別支援学級の子供さんの数の状況について、どのように押さえればいいのか、あわせて御説明を伺いたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（以頭隆志君） 特別支援学級における生徒数についてと年度別受給者数についてでございます。

特別支援教育就学奨励費の該当者につきましては、平成27年度から制度化されておりまして、小学校で28名、中学校で11名の39名、28年度は、小学校で38名、中学校で13名の51名、29年度は、小学校で43名、中学校で14名の57名が受給者として認定されている状況でございます。

記載のとおり、人数については増加の傾向にありまして、平成30年度につきましても、さらに対象者の人数が増加すると予想をしているところであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 183ページの小学校費、特別支援学級費の中の人夫賃等2,080万2,000円について、介護員を13名から16名に増員されますが、介護を必要とする児童数増の中で対応できる人員となっているのかどうか、説明をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（以頭隆志君） 御質問の人夫賃等2,080万2,000円について、介助員が13名から16名に増員され

るが、介助を必要とする児童増の中で対応できる人員となり得るかという御質問でございます。

平成29年度の特別支援学級の児童数が62名、平成30年度の特別支援学級児童予定数が82名となっており、20名の増加が予定されており、介助員13名から3名を増やした16名の配置を予定している状況です。

内訳としましては、美幌小学校で児童数27名に対して、学級数が6、教員が7名、介助員は2名増の6名を予定しております。

東陽小学校につきましては、児童数32名に対して、学級数が7、教員が8名、介助員が1名増の7名を予定しております。

旭小学校につきましては、児童数23名に対して、学級数が5、教員が6名、介助員が3名を予定しております。

平成29年度と比較いたしまして、全体の児童数は20名の増、介助員も3名の増を予定しております。

介助員の増員配置につきましては、各校の学級数や児童の状況、また、教員の配置基準等を踏まえて考えているところでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今の説明で、学級数にかなり配慮して増員されていることは理解しました。ただ、平成30年度に予定されている何らかの障害を持たれている子供たちの人数は80名ですので、各学級にすると、かなりの人数になってくると思います。

その中で、本当に介助の必要な子供と何とかついていける子供たちの差が相当あるのではないかと思います。そんな中で、授業をしっかりと受けられる体制がきちんとしていかないとまずいのではないかと思いますので、3名の増員となりますけれども、本当にこれで十分な措置なのかと思

います。これ以上ふやす予定は全くないのかどうか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（以頭隆志君） 介助員の増員の予定についてでございますが、先ほどお伝えいたしましたとおり、児童生徒数の増加に対して3名の増を計画しておりますけれども、実際に平成30年度の授業が開始された段階で、どうしても手厚くつかなければならないお子さんなど、そのときの状況によりますので、各学校から状況を聞きながら、万が一、どうしても必要という判断がされれば、増員について検討をしていかなければならないと思っておりますし、年度途中の中でも普通学級から特別支援学級に移行するお子さんもございまして、人数の増加もあり得る話です。

また、転出に伴いまして減という状況もありますので、その都度の状況の中で判断していきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今の説明で理解をいたしました。学校へ行ってみないと、授業が始まってみないと、その子の状況がわからないということは多々あると思うので、途中での増減を考えていただければということであれば、しっかりと対応していただきたいとそうようお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 同じく183ページの特別支援学級費の人夫賃等2,080万2,000円ですが、各学校別の対象児童数と介助員の配置状況についてと、関連して、中学校費の特別支援学級についても同じ質問しております。

なお、坂田議員の質問に対して詳しく説明いただきましたので、私が資料を求めている部分は理解できました。ですから、中学校費の部分のみ御説明をいただきたいと

思います。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（以頭隆志君） 御質問の人夫賃等2,080万2,000円の各学校対象児童数と介助員状況についてでございますが、小学校費につきましても、資料に記載させていただいたとおりでございます。

中学校費の資料22ページにつきまして御説明させていただきます。

平成27年度から29年度までにつきましては、説明を省略させていただきます。

平成30年度についてでございますが、美幌中学校では、生徒数7名に対して、学級数が3、教員が4名、介助員の配置の予定はございません。

北中学校についてですが、生徒数6名に対して、学級数が4、教員が5名、介助員1名の配置を予定しております。

平成29年度と比較しますと、全体の生徒数が3名の減で、介助員1名は変更ございません。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） ただいまの説明で状況はわかりました。

小学校費を見ると、プラス20名で82名ということですから、900名ちょっとの児童に対して9%ぐらいです。それも、この中身を見ると、自閉症とか情緒障害のお子さんがふえてきているということですから。中学校になると、今の状況では前年比でマイナス3名ということです。

坂田議員も質問されてましたように、それぞれ入ってくるお子さんの状態がその年によって違うかと思っておりますので、こういった増員による対応をしっかりとしてほしいと思います。

それから、細かなことで前から気になっていたのですが、介助員なのに人夫賃等という表現については非常に違和感がありま

す。予算書全体でそういう使い方しておりますが、通常、人夫賃というと、工事をしたりするときの作業員の賃金的なニュアンスで受けとめられますので、この辺の表現については行政全体で御検討いただいたらどうかと思います。余計なことですけども。以上です。

○議長（大原 昇君） 2項、小学校費、178ページから183ページまでについて、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、2項、小学校費を終わります。

暫時休憩します。

再開は、11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、平成30年度美幌町一般会計予算についての質疑を行います。

次に、3項、中学校費、182ページから187ページまでの質疑を許します。

○議長（大原 昇君） 7番早瀬仁志さん。

○7番（早瀬仁志君） 185ページ、中学校費、学校管理費の使用料137万1,000円の内容についてお知らせください。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（以頭隆志君） 御質問の使用料137万1,000円について御説明をさせていただきます。

使用料137万1,000円の内容につきましては、記載をさせていただきました学校用ダスキンの清掃用モップの使用料、NHKの受信料、プリントフリー複合機の使用料、校務支援システムの使用料を合計しまして137万1,000円となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番高橋秀明さん。

○1番（高橋秀明君） 185ページ、修繕料643万1,000円の内訳について、お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（以頭隆志君） 御質問の修繕料643万1,000円の事業の内訳について御説明を申し上げます。

共通の区分といたしまして、学校施設、教職員住宅等小破修繕、また、美幌中学校で校舎網戸設置修繕、地下タンク内面ライニング施工といたしまして、合計643万1,000円でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 一番高橋秀明さん。

○1番（高橋秀明君） わかりました。

その中で、美幌中学校地下タンク内面ライニング施工とありますけれども、これは、耐用年数または定期検査の圧力検査等で不具合があつて計上したと思いますが、地下タンクに関しては、ほかの学校もこのような状況にあるのだらうと思しますので、全体を含めた今後の見通しをお聞きします。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（以頭隆志君） 美幌中学校地下タンク内面ライニング施工について御説明をさせていただきます。

昭和53年に設置されました地下タンクは、設置後40年を経過しておりまして、腐食のおそれが高いとして分類されたことから、危険物規制法により何らかの対応が必要ということになっておりました。それに伴いまして、検知設備の設置や内面ライニング施工、または電気防食施工等の3工法を検討の結果、一番安価である今回の内面ライニング施工を実施するという中身の工事でございます。各学校とも設置後40年が区切りになりますので、年数が来ましたら、随時、必要な対応をするということで御理解をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番高橋秀明さ

ん。

○1番（高橋秀明君） 今後のそういう対象物はどういうふうになっているのか、お聞かせください。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（以頭隆志君） 今回、美幌中学校ということで実施をする予定であります。今後につきましても北中学校や東陽小学校など各施設で地下タンクを持っておりますので、随時実施するというので、御理解をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3項、中学校費、182ページから187ページまでについて、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、3項、中学校費を終わります。

次に、4項、社会教育費、186ページから203ページまでの質疑を許します。

1番高橋秀明さん。

○1番（高橋秀明君） 191ページ、芸術文化振興事業、芸術文化鑑賞事業負担金524万円、芸術文化振興事業補助金300万円の事業内訳についてお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 社会教育主幹。

○社会教育主幹（露口哲也君） まず初めに、芸術文化鑑賞事業の524万円の負担金についての事業内容でございます。

3種類の事業区分に分かれておりまして、まず1点目、芸術文化鑑賞事業として300万円を予定しておりまして、内容ですが、毎年、演目ジャンルを変えながら実施している鑑賞事業として200万円を、ことし、平成30年度では古典芸能のジャンルから検討いたします。

次に、町民会館のオープン記念事業として100万円を、9月1日にリニューアルオープンいたします町民会館において、具体的な出演者はまだ決定しておりませんが、プロの演奏者及び地元バンドや本町にゆかりのある演奏者と、音楽などによ

り多くの町民の方々とオープンを祝える内容を検討してまいります。

次に、2点目ですが、びほ一る共催鑑賞事業として130万円を、こちらにも具体的には検討中ではありますが、幅広く町民に親しんで楽しんでいただける鑑賞事業を検討してまいります。

3点目として、文化団体招聘鑑賞事業の補助金として94万円を、そのうちのひとつとして、劇団四季のこころの劇場に44万円を、9月3日に、作品名「魔法をすてたマジョリン」を小学校5・6年生を対象として計画しております。こちらの劇団四季の作品は、隔年実施で行っております。

二つ目として、中学生を対象としたクラシックコンサートに50万円を、出演者等はまだ検討中でございます。

続きまして、芸術文化振興事業の補助金300万円の内容でございます。

事業区分が二つございまして、一つ目として、指導者招聘事業として40万円を、吹奏楽技術講習会として、7月21日、22日に開催を予定しております。町内の小中学校、高校の吹奏楽部生徒や美幌吹奏楽団への御指導の講師として鈴木英史先生をお招きし、予定しております。

二つ目として、鑑賞事業として260万円を予定しております。内訳として4点ございます。まず、藤原真理チェロコンサートを6月28日に予定し、30万円を、TRIPLANE美幌応援ライブコンサートは10月7日に予定しております。30万円を、ケロポンズファミリーコンサートは、時期は調整中でございますが、70万円を予定しているところでございます。

最後に、公募事業としまして、随時、受け付け枠として2本程度の企画提案に対応ができるよう、130万円を上程させていただいたところでございます。

以上、御説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 1番高橋秀明さ

ん。

○1番（高橋秀明君） 193ページの町民会館等管理運営事業の庁用備品4,742万2,000円、機械器具986万5,000円の内訳についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 町民会館建設主幹。

○町民会館建設主幹（齊藤浩司君） ただいま御質問のありました町民会館等管理運営事業の機械器具、庁用備品、消耗品費について御説明いたします。

この中身につきましては、町民会館のオープンに伴う新館の備品及び日常業務、現在、びほ一るも含めて運営しておりますが、その1年間分の維持管理に係る消耗品が含まれております。

1点目の庁用備品につきましては、4,742万2,000円のうち、改築に伴う備品が4,703万8,000円、びほ一るの備品として38万4,000円、これは、びほ一る側の舞台上で使用する平台6台分の購入費でございます。

続きまして、機械器具は986万5,000円、全て改築に伴う備品でございます。

最後に、消耗品費599万3,000円につきましては、改築に伴う消耗品437万9,000円と1年間の施設の維持管理に係る消耗品の161万4,000円でございます。

それでは、資料のほうをごらんいただきたいと思ひますが、改築に伴う備品全てでございますが、役場の会計管理上、庁用備品と機械器具、または、3万円以下のものについては消耗品ということで分類が分かれておりますが、全て新館に伴う備品、消耗品でございます。合計で6,128万2,000円ということで、総体としては量が多い部分がありますが、主なものとしては、会議用テーブルや会議用椅子、旧館のときも使用してましたテーブル、椅子を選定しております。

総体で2,658点ございますので、抜粋してお示ししておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番高橋秀明さん。

○1番（高橋秀明君） 内容はわかりました。

その中で、備品については、今回の備品は全て新品ということで、既存品の再利用は一切ないという理解でいいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町民会館建設主幹。

○町民会館建設主幹（齊藤浩司君） ただいまの御質問でございますが、購入部分は全て新品ですが、旧館のときに利用していた備品については、現在保管しております。一部使えるものについては再利用する予定ですが、ほぼ四十数年たっている備品ばかりでしたので、教育備品として再利用できないものについては、今後処分していきたいと考えていまして、基本的には全て新品と考えております。

○議長（大原 昇君） 7番早瀬仁志さん。

○7番（早瀬仁志君） 同じ項目で、機械器具の中のプロジェクター・スクリーンが7台とありますが、これはプロジェクターとスクリーンがセットということなのか、お知らせください。

○議長（大原 昇君） 町民会館建設主幹。

○町民会館建設主幹（齊藤浩司君） プロジェクターとスクリーンの合計点数でございますが、プロジェクターは3台、スクリーンは4台でございます。

新館で会議室がふえておりますので、プロジェクターは、小型のものですが、3台そろえて対応してまいりたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 193ページ、社会教育費、社会教育施設費のうちの清掃業務委託料873万円について、積算根拠とともに、直営との比較検討はなされたのかという経緯をお示ししてください。

○議長（大原 昇君） 町民会館建設主幹。

○町民会館建設主幹（齊藤浩司君） ただいま御質問がありました1点目、清掃業務の委託料の内訳でございます。

清掃業務の委託料873万円の積算根拠につきましては、記載の1から3番のとおりでございますが、中身につきましては、人件費、ワックスがけ等の定期清掃と諸経費で、今回、8月のオープンまでは常勤1名、また、新館オープン後については清掃業務委託2名ということで予算計上させていただいております。

また、新たに9月からは、新館の床面積がこれまでより約1.5倍ふえるということで検討を重ねてまいりまして、美幌えくぼ福祉会のほうに新たに清掃委託を行いたいと考えております。

清掃業務の内容につきましては記載のとおりでございますが、二つ目の御質問の直営との比較検討でございますが、今回の清掃業務につきましては、現在運営しているびほ一でも、常時、業務委託をしておりますが、直営との比較検討についてはこれまで行っておりません。

清掃業務につきましては、今後、9月のオープンまでは業者委託、オープン後につきましては、えくぼ福祉会を加えて委託等をしたいと考えております。

これまで、えくぼ福祉会につきましては、かねてから美幌町役場に近い位置で職員、利用者がふえている中で、ぜひ採用していただきたいという御意見もあって、協議を重ねてまいりまして、清掃業務委託を9月から開始していきたいと考えております。

作業内容につきましては、土、日は実施

できないということで、月曜日から金曜日までの午前8時から9時半までの1時間半、それ以外の町民会館につきましては年末年始以外359日間オープンしていますので、常勤2名で交代で休みをとりながら、新館とびほーると両方で作業をしていきたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 新しい考え方というのは、今説明があったとおりの積算だと思うのですが、これは民間業者と新しい福祉会が混在した清掃業務になります。これは、どういうすみ分けをするのでしょうか。

もう一点は、ことしは、9月1日からの対応も含めて、そういう意味では中間なのです。末恐ろしいのは、1年後の今ごろ、平成31年4月1日から1年間という積算になるとしたら、これは軽く1,000万円を超えると思うのです。単純にこれを足すとです。そういう意味では、混在しながらという説明の中で、どう仕分けできるのか甚だ疑問です。

また、福祉会でやるにしても、本当に近い将来、福祉会の本部に近い、町民会館よりも近い施設ができ上がろうとしているのです。ですから、そのときの考え方も含めて、教育委員会だけでこういう考え方にしているのでしょうか。事業というのは、混乱を招いてはいけないと思うのです。

それでは、委託業務の中で、常勤2名の部分だけを言いますと、今の庁舎は、2名いてくれて、もちろん面積は違いますが、200万円もかからずにやっているのです。少なからず、福祉会は抜きに考えたとしても、そこら辺はどうなのでしょう。今の庁舎は、委託に出すよりも臨職を持ったほうが安いという積算を示して今もやっているのです。過去は、この庁舎でさえ、東京美装の時代から、網走の衛生何とかと

いう会社、そして、今の直営の仕組みに変えた経緯は、財政難ということもあって、比較検討したらこのほうが安い、もしかしたら半額以下だということと比較して、今の庁舎の清掃業務を直営でやっているはず。そういう過程も踏まえないで、仮に福祉会のことは別としても、直営だったらどうかという比較をしていないのです。

これから町民会館ができ上がって、町民会館がさらに成熟するためにまだまだお金がかかっていくのです。努力できるところで、どうして努力をしないのですか。

教育長、これはあなたでなければ答えられないと思います。ただ積算がこうでありましたというのであったらほかの担当でも答えられますが、これは政策的なこととはまってきているような気がします。

ちょっと飛んで悪いけれども、ことしは庁舎も直営でやるのに、なぜそういう比較検討をしなかったのかということです。これは、教育長でないと答えられないと思うのです。

総合して言いたいのは、町民会館だって、これからまだお金がかかっていくのです。努力できるところは努力していただきたいのです。

整合性がとれないという意味で、教育長、答えてください。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 町民会館が新たにできるということで、私どもは、経費も含めて、過大な見積もりをしているつもりはございません。これから先のことを見据えた中でこういう提案をして、当然、町長部局とも協議をした中で進めているつもりです。

政策的にといいますか、障がいを持った方々の雇用の場の確保というのはおいておいてくださるということですので、あとは実際に他の施設と比較しながらどうかということはあるのですけれども、私どもとすれば、ここに書いてありますけれども、人

件費でいけば、ただ2人を雇用するだけということではなくて、清掃のいろいろなノウハウを持ったり、場合によっては全体のワックスがけとか、きちんとプロとして支援をいただける会社をお願いしたいという考えを持って計上させていただいております。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 私は、福祉会云々ということとは分けて慎重に話しているつもりです。近い将来、今のしゃきっとプラザにより近いという建物が建つ方向で進んでいるわけです。

例えば、福祉会のことをちょっとだけお話しさせてもらいますけれども、人力的な施工能力です。もちろん、問い合わせて確認されていると思います。それから、混在するというのは、福祉会ではなくて、すみ分けです。同じ仕事をして、同じスピード感でということをやったら、どちらかに不満がたまるのです。どちらとは言いません。どちらかがです。

それとともに、一番肝要なのは、庁舎でさえ委託よりも直営でやったほうが安いということで、それをやったら10年以上たっていると思いますが、今までと整合性が全然ないでしょう。ということは、教育委員会ばかりではなくて、総務部長ぐらいからもお話を聞かなければいけません。行政全体として何をやっているのだということになるのです。

総務部長、これは関連がありますので、行政内部でそこら辺の考え方の統一がされていないと言わざるを得ないです。庁舎のほうは、行政は少しでも努力するという趣旨から始まったのです。片や、そういう考えもないです。行政全体の問題でもあると思いますので、両方からお答えを聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今、御質問が

ございましたけれども、庁舎を維持管理していく中で、今、庁舎は4時間のパートで直営で実施をしております。あのときも、委託から直営に切りかえる際に、大部分の仕様を削って、職員がみずから清掃に当たるという形で今の体制をつくってきたということがあります。それは、執務室がほとんどであるということを含めて、今、パートの方をお願いしているのは供用部分の清掃でございます。

一方、町民会館につきましては、基本的には貸し館であるということと、多くの世代の方、あるいは、町外の方も含めて、有料の中でこの館を維持していくためにはどういう維持の仕方がふさわしいのかということも考え合わせて、今回の清掃の業務内容となっていると理解をしているところでございます。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 193ページの社会教育施設費の中の修繕料492万7,000円の内容について御説明をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町民会館建設主幹。

○町民会館建設主幹（斉藤浩司君） ただいま御質問のありました修繕料492万7,000円の内訳についてでございます。

大きく2点ございまして、びほーるの整備事業の修繕費と町民会館の管理事業の修繕費、日々の修繕費の部分に分かれております。

びほーるの整備事業の修繕費につきましては大きく2点ありまして、びほーる舞台のサスペンション回路切りかえボックスの取り付け修繕と、舞台のつり物の装置の移設修繕、また、維持管理経費につきましては、日々の小破修繕に係る修繕が49万4,000円でございます。

このうち、びほーるの整備事業につきましては、下のほうに修繕内容を記載してお

りますが、びほーるの運営が5年たちまして、年間70回ほど、5日に1回くらいの舞台本番が行われますが、舞台をよりよく改善したいという修繕内容でございます。

1点目の舞台サスペンション回路切りかえボックス取り付け修繕につきましては、舞台は大きく幕舞台と吹奏楽等の反響板の2方式ございますが、吹奏楽方式で舞台を覆ったときには、舞台天井からついていますサスペンション、コンセント付きの照明用つり棒の中の電源が使用できなくなることから、今回、切りかえをして、電源についても床面で使用したいということでございます。

2点目の舞台つり物装置の移設修繕ですが、現在、舞台の第3サスペンション、舞台後ろ側についている照明器具のことですが、その部分と第4バトン、主に看板をつるバトンですが、舞台照明の前に看板をつってしまうと、看板で影が出るということで、その位置を取りかえたいということでございます。

そのため、現在、第4バトンについては使えなく、美術バトンとして、例えば舞台に来られた劇団四季など、使用が限られているということで、今回を機にバトンとサスペンションの位置を切りかえて有効に活用していきたいということです。

今後、びほーるのますますふえる利用に当たって改善していきたいという内容でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 内容についてはよく理解いたしました。

1点だけお伺いしますけれども、床面にコンセントを取りつける工事をするわけですが、コンセントは何カ所ぐらいになるのですか。

○議長（大原 昇君） 町民会館建設主幹。

○町民会館建設主幹（齊藤浩司君） ただいまの御質問のコンセントですが、一つのサスペンション、バトンには12回路ございます。二つのサスペンションで24回路、照明の器具によってコンセントが変わりますが、一つずつ切りかえをすることができます。その回路について、必要な部分で最大24回路を床面に持っていきたいということです。

家庭用のコンセントは二つとれたりしますが、それを1カ所で換算しますので、場所は上手、下手の2カ所ですが、それぞれ設置していきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 193ページの社会教育施設費の中のペレットストーブ設置工事19万9,000円について、どこに設置するのか、新施設に必要なのか、説明を願います。

○議長（大原 昇君） 町民会館建設主幹。

○町民会館建設主幹（齊藤浩司君） ただいま御質問のありましたペレットストーブの設置工事でございますが、ペレットストーブの設置位置につきましては、新館とびほーるを新たに結びます風除室の中を想定しておりまして、設計段階からペレットストーブの配置場所を確保しております。

ペレットストーブにつきましては、平成21年に町民会館の旧館のときにロビーに設置し、冬期間、利用者への普及啓発を行ってまいりました。

今回、完成時にもまだまだ利用できますので、町の普及啓発のために引き続き風除室へ設置し、町民、利用者へPRしていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 説明はわかりました。

私たちが考えるときに、新施設にわざわざペレットストーブまで置かなくてもいいのではないかという認識のもとで今回質問をさせていただきましたし、本当に必要なかという思いがあったのでお聞きいたしました。

風除室にもともと設置する目的で、そこを確保していたということによろしいのですね。また、風除室は寒さ対策のためにどうしても必要という意味で置かれるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町民会館建設主幹。

○町民会館建設主幹（齊藤浩司君） ただいまの御質問でございますが、風除室の中につきましては、当初、びほーのイベントで待つ方が屋外で待つということから、新たに風除室の設置を考えたわけでございます。その中で通常の雨風はしのげますが、暖がとれないということで、暖房方式として、ぜひ、ペレットを使つての啓発とPRを兼ねて、ペレットストーブを設置していきたいと、今回、基本設計の段階から考えていたものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 予算書の195ページになります。

マナビティーセンター管理運営事業1,528万5,000円のうち、陶芸窯修繕の内容について御説明ください。

○議長（大原 昇君） 社会教育主幹。

○社会教育主幹（露口哲也君） 陶芸窯の修繕でございますが、マナビティーセンターに2台ございます窯のうちの1台について、上ぶたの部材が経年劣化していることに伴う修繕でございます。

修繕で予定しております金額は、セラミックファイバーの取りかえ工事一式として11万3,400円を予定しております。

窯の概要につきましては、お手元資料に

記載のとおりでございます。

修繕内容でございますが、電気炉の上ぶたの部材であるセラミックファイバーを修繕するためでございますけれども、上ぶた部材に張りつけがされているもので、役割としては、熱を外部に放出するのを防ぎ、内部窯の熱を均一に維持するものでございます。

今回の修繕は、既に17年間使用しておりましたファイバー部材の復元力が既に劣化しております、消耗する部分もございまして、今回、初めて取りかえを行うものでございます。熱効率が向上し、電気代の抑制につながるものと考えております。

以上、説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 195ページの社会教育費、図書館費の中の臨時職員賃金988万1,000円です。説明の中で、新たに司書を採用し、学校との連携を図ることですが、具体的な活動内容について説明願います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 坂田議員の御質問に答弁申し上げます。

臨時職員988万1,000円につきましては、臨時司書4名分の賃金を計上したものでございます。

図書館と学校との連携につきましては、町内小中学校への定期訪問、それから、学校からの要請に基づく訪問を随時実施しているところでございまして、学校要望に応えながら、学級文庫の選書、配本、教科指導に係る資料提供のほか、学校図書館担当教員からの相談に対応しているところでございます。

また、平成30年度では、新たに図書館司書1名を巡回学校司書として派遣することといたしまして、各学校の読書の取り組みを支援するとともに、学校図書館の充

実、整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。

具体的には、図書館司書の協力のもと、学校図書館の電算管理を行うための蔵書へのラベル貼付、本の展示改善、廃棄を含めた蔵書整理を行うほか、児童生徒に対する受け付け業務の指導など、連携を図りながら学校図書館の充実、整備を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） まず一つ目に、臨時職賃金の988万1,000円というのは、臨時司書4名となっておりますが、新たに求める司書もこの中に含めているのかということですか。

それから、学校訪問で、平成29年度は年に2回しか訪問されておりましたので、司書が1名ふえることで、小中学校5校に対しての巡回はどの程度まで可能となるのか、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 臨時職員4名分の賃金につきましては、もともと4名の司書を雇用しておりましたので、4名分は変わりません。

ただ、1名が3月いっぱい退職いたしますので、その1名分については新たに司書を採用し、合計で4名ということでございます。

巡回のスケジュールでございますが、まだ具体的には決めておりませんが、今後、学校長を初め、図書館担当教諭、司書教諭等と協議を進めながら、具体的な巡回スケジュールなどを決めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 結果的には前回と人数が変わらないということですか。前

回、質問させていただいたときは、その体制では巡回するのはなかなか厳しい状況であるという答弁をいただいたような気がしていました。

その中で、今回も同じ人数で各小中学校5校をどの程度巡回できる可能性があるのかということの中で、すごく興味があるところでした。巡回する目的、内容はここにも書かれておりますけれども、授業に使える図書の整備や、子供たちにいかに読書に関心を持ってもらうかということに重きを置いていただきたいという思いはずっと前から持っていましたので、そこら辺のところでも活動できる内容になっていくのか、その点については十分配慮していただきたいという思いがあります。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 学校図書の充実につきましては、坂田議員が言われるとおり、教育委員会といたしましても、児童生徒に求められた資料を提供できるとか、読書環境の充実、整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

平成30年度につきましては、先ほども説明させていただきましたが、それぞれの学校図書の整理をさせていただきたいと考えておまして、例えば、古い図書の廃棄や、先ほど説明させていただきました電算化によるラベルの貼付などを行いまして、まずは学校間の平準化を図ってまいりたいと考えております。その後、実際の貸し出しの関係や、その内容についても、随時、充実を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、13時15分といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、平成30年度美幌町一般会計予算についての質疑を行います。

186ページから203ページまでの質疑を許します。

3番新鞍峯雄さん。

○3番(新鞍峯雄君) 199ページでございます。

教育費、博物館費の中の博物館空調機械室陸屋根防水改修工事の201万9,000円について、その面積と、どのような改修かということと、博物館空調機械室陸屋根防水改修工事の201万9,000円の改修工事内容について御説明をお願いいたします。

○議長(大原昇君) 博物館主幹。

○博物館主幹(鬼丸和幸君) 御質問にお答えしたいと思います。

博物館空調機械室陸屋根防水改修は、特に空調機械室部分の雨漏りが顕著なことから、博物館建物の裏側、西側ですけれども、そこに付随する用品庫、空調機械室通用口部分の陸屋根の防水工事を考えており、現在と同じ工法であります改質アスファルトシート防水により施工するものです。

面積は、平面部93.7平米、立ち上がり部31.7平米です。

よろしく申し上げます。

○議長(大原昇君) 3番新鞍峯雄さん。

○3番(新鞍峯雄君) 3点ほどお伺いします。

1点目は、今回改修いたします屋根ですけれども、初めてか、2回目か、3回目かということですか。

2点目は、空調機械室ですが、雨漏りにより機械室への影響はなかったのか。

3点目は、改修面積は平面部93.7平米と、立ち上がり部31.7平米の合わせて125.4平米あるわけですけれども、この工事費が201万9,000円です。かなりハイレベルな工法と受けとめていますが、今

回の改修によって耐用年数がどの程度考えられるか。

この3点についてお伺いいたします。

○議長(大原昇君) 博物館主幹。

○博物館主幹(鬼丸和幸君) 御質問にお答えしたいと思います。

今回のこの部分の改修に関しましては、今まで大規模な修繕等はありませんでしたので、初めてになります。

2点目の雨漏りの影響ですけれども、今のところは雨漏りによって機械に影響を受けたということはありません。

3点目ですけれども、耐用年数としては一応10年ということで保証されております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長(大原昇君) 6番戸澤義典さん。

○6番(戸澤義典君) 予算書の201ページになります。

博物館維持管理負担金688万8,000円の積算根拠について御説明ください。

○議長(大原昇君) 博物館主幹。

○博物館主幹(鬼丸和幸君) 御質問にお答えしたいと思います。

博物館維持管理負担金の内容ですが、電気料、上水道料、下水道料、電気工作業務保安委託料で、みどりの村全体として、みどりの村振興公社で契約しており、みどりの村振興公社に博物館分を負担金としてお支払いしております。

内訳ですけれども、電気料624万円、上水道料33万6,000円、下水道料14万4,000円、電気工作業務保安委託料16万8,000円、合計688万8,000円となっております。

よろしく申し上げます。

○議長(大原昇君) 6番戸澤義典さん。

○6番(戸澤義典君) 電気工作業務保安委託料とは何か、説明をお願いします。

○議長(大原昇君) 博物館主幹。

○博物館主幹（鬼丸和幸君） 御質問にお答えします。

電気工作業務保安の内容ですけれども、専門の電気管理技術者に依頼して、電気工作物の保安管理業務を行うものであります。

主な内容ですけれども、三つありまして、2カ月に1回の月次点検、1年に1回の年次点検、それから、必要に応じた臨時点検の三つあります。

月次点検ですけれども、これは、設備が運転中の状態で、電気工作物の稼働状態などを点検するものであります。

それから、二つ目の年次点検ですけれども、これは、主に停電によって設備を停止させた状態で、電路の絶縁状態が技術基準を満たしているかどうか、点検、試験をするものであります。

最後の臨時点検ですけれども、電気事故、その他、異常が発生したときに点検異常が発生するおそれがあると判断された場合に、特に点検、試験を行うものであります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 1番高橋秀明さん。

○1番（高橋秀明君） 同じく201ページ、標本等作製委託料50万1,000円の内訳についてお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 博物館主幹。

○博物館主幹（鬼丸和幸君） 御質問にお答えしたいと思います。

博物館では、調査研究、あるいは、展示会や講座、教室などの教育普及活動で利用するために、動植物の実物標本やレプリカ、複製標本の一部を専門業者に依頼して作製を行っております。

平成30年度は、特別展「アイヌ文化に生きる植物」（仮称）で展示する目的で、植物、ギョウジャニンニクですけれども、そのレプリカ標本を作製委託する予定であります。

なお、実際に作製する標本の金額内訳などは、お配りしました資料を参考にさせていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 1番高橋秀明さん。

○1番（高橋秀明君） この点についてはよくわかりました。

この標本の中で、「アイヌ文化に生きる植物」ということで、アイヌ文化に関してですけれども、先住民族アイヌの文化は、かつては保護を主体としたものでありましたけれども、平成9年にアイヌ文化振興法が施行されて、それからは、アイヌ民族の尊厳の確立と文化の保護、伝承ということで発展させています。今、アイヌの皆さんの努力と関係者の努力、協力で着々と発展させていると聞いております。その中で、2020年に白老に国立博物館ができて、それをもって、アイヌの方々は一歩前進して、観光を通してアイヌ文化の保存、伝承、発展を進めていくと聞いております。

そういうことで、美幌もアイヌ文化とは切っても切れない深い結びつきがあるわけですから、今後、もっともっとアイヌ文化の施設整備を考えていったらいいのかなという思いで質疑をさせていただきました。

そういうことを今後考えられるのか、意見を聞きたいと思います。

○議長（大原 昇君） 博物館主幹。

○博物館主幹（鬼丸和幸君） 御質問にお答えしたいと思います。

今、博物館のほうで小学校に出向いて、自然や歴史の授業を先生と協同で行っておりますけれども、アイヌ文化に関しても、今、毎年、旭小学校でアイヌ関係の資料などを使って授業をさせてもらっています。

そういう意味で、博物館の中では、展示会であったり、体験活動であったり、そういう場でアイヌの文化について、一般の方や子供さんが触れていけるような機会はふ

やしていこうと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 4項、社会教育費、186ページから203ページまでについて、ほかに質疑はありませんか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 193ページのマナビティーセンター管理運営事業費の中で、今回、9月から町民会館ができることによって、社会教育グループの職員が町民会館に移動するというお話を聞いております。そこで、この中に臨時職員賃金80万1,000円、嘱託職員賃金24万5,000円が計上されておりますが、職員が移動した後のマナビティーセンターの管理運営を、日中とか夜間を含めてどのような運営体制で行おうとしているのか、御説明いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 社会教育主幹。

○社会教育主幹（露口哲也君） 上杉議員の御質問にお答えいたします。

9月以降を予定しておりますマナビティーセンターの運営体制でございますが、今おっしゃられたように、嘱託1名は、主に施設内外における維持管理の部分について、事務的なことを含めて、それから、臨時職員につきましては、時間パートということでございますので、日中の事務的なことを、夜間につきましては、これまでも委託で業務についている部分がございます。そうした部分も含めまして、施設利用者の方に御不便をかけない形の利用を考えさせていただいて、今回、予算として上程させていただいております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） ただいま、嘱託のほうはわかりましたが、日中のパートという御説明がありました。金額は80万1,000円ですが、何時間ぐらいのパートで、月曜から日曜まで、どこの曜日で配置をしようとしているのか、時間帯を含めて御説

明ください。

○議長（大原 昇君） 社会教育主幹。

○社会教育主幹（露口哲也君） お答えします。

日中の月曜日から金曜日にかけて、時間は午前10時から午後4時の5時間の間で考えております。また、この5時間以外に、1週間のうち1日は4時間という日を設けさせていただきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、4項、社会教育費を終わります。

次に、5項、保健体育費、202ページから211ページまでの質疑を許します。

3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 203ページでございます。

保健体育費、保健体育総務費の中の美幌スケート協会設立50周年記念誌作成補助金38万円の内容について、御説明をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） スポーツ振興主幹。

○スポーツ振興主幹（浅野謙司君） 美幌スケート協会設立50周年記念誌作成補助金38万円についての御質問でございますが、美幌スケート協会は、平成30年度に設立50周年を迎え、それにあわせ、記念誌を作成したいとの意向でございまして、作成に係る費用の助成について町へ要望があったものであります。

これにつきましては、美幌町地域団体等記念誌作成事業補助金交付要綱に基づきまして、作成に係る経費、見積もり額76万1,000円のうちの2分の1を補助するものでございます。

記念誌の部数等につきましては、資料に記載のとおりでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 内容については理解しました。

美幌スケート協会設立50周年ということでありまして、ことし2月に開催されましたピョンチャンオリンピックでは、美幌町出身の一戸誠太郎選手の本当にすばらしい活躍があり、また、4年前のソチオリンピックでは、同じく藤村祥子選手の活躍があったわけでありまして、これらは全て、スケート協会の多くの関係者の長年にわたる御努力、御尽力によるものであると痛感しているわけでありまして。

ここで伺いますけれども、この50周年記念誌は300冊作成予定とありますが、この300冊はどのように配布されるのか、お伺いいたします。

○議長（大原 昇君） スポーツ振興主幹。

○スポーツ振興主幹（浅野謙司君） 具体的なものは、今後、スケート協会を中心に検討されていくと思いますが、部数については300冊ということですので、町内の関係のところ、また、スケート協会の会員さんなどに配付をするものだと思いますけれども、詳しいことにつきましては、今後、協会にも確認させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番古館繁夫さん。

○13番（古館繁夫君） 205ページの体育施設費のことです。

スポーツセンター耐震補強工事二億六千五百数十万円ということですが、工事の概要等についてお話をいただきたいです。

○議長（大原 昇君） スポーツ振興主幹。

○スポーツ振興主幹（浅野謙司君） ただいまの御質問でございますが、スポーツセ

ンター耐震補強工事2億6,572万4,000円についての工事概要でございます。

スポーツセンターにつきましては、平成25年に実施しました耐震診断において耐震不足と診断されまして、平成30年度に補強工事並びに改修を実施するものでございます。

建物の構造はS造2階建てで、建築面積が1,855.77平米でございます。

工事の期間につきましては、平成30年7月から翌年3月31日までを予定してございます。

内容につきましては、屋根ブレースの補強改修で耐震を図るほか、資料に記載のとおりの内容で改修工事を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 13番古館繁夫さん。

○13番（古館繁夫君） 大変大きな工事というか、二億数千万円の耐震工事ということですから、今お話がありましたように、およそ9カ月間にわたる工事ということと、以前、床をすばらしいものに取りかえたということで、私どものような素人が心配してもしょうがないのですが、長い間、閉鎖、使えないということで、日ごろセンターを使っている方々に対する周知や、この間、他の学校が時間を区切って体育館を使用できるとか、この工事によってスポーツ団体等が利用できないことについて、何か考えているところがあればお願いします。

○議長（大原 昇君） スポーツ振興主幹。

○スポーツ振興主幹（浅野謙司君） ただいまの御質問でございますけれども、現在、スポーツセンターはたくさんの団体、利用者に利用していただいているところでございますが、その調整につきましては、先月、2月28日に各団体に周知をいたしまして、調整会議をさせていただいたとこ

ろでございます。

例年、4月に入ってからの調整ではありますが、今回は改修工事の関係で早目の調整をさせていただきました。その際には、既存の施設のコミュニティセンター、あさひ体育センター、それから、現在、夜に学校開放をしてございますけれども、そちらを利用していただくことでの調整を図ったところでございます。

ただ、学校開放につきましては、現在使っている団体も含めまして今月中に申し込みをいただきまして、4月早々に調整会議をさせていただき予定でございます。

平成30年度の7月以降、美幌中学校は現在は開放してございませんが、そちらも夜間に利用できるように調整を図っているところでございますので、団体についてはそのように調整させていただいているところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 207ページの同じく体育施設費です。テニスコート整備委託料91万2,000円の事業内容について説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） スポーツ振興主幹。

○スポーツ振興主幹（浅野謙司君） テニスコート整備委託料についての御質問でございますが、事業の内容でございますけれども、美富公園にございますテニスコートは、ソフトテニス専用のコートが4面ございまして、以前より美幌町ソフトテニス協会にコートの整備及び管理をいただいているところでございます。

年数の経過によりまして、土のコートでありますけれども、かたくなり、均平がとりづらく、水はけも悪くなった状態であることから、専門の業者に整備を委託するものでございます。

事業の内容でございますけれども、まず

は土のクレーコートロータリーにより攪拌し、その後、ローラーで鎮圧しまして、表層の仕上げと、表面に化粧砂を敷きまして、塩化カルシウムで土を締めるといいますか、散布をいたします。その後、ラインテープを修復するという作業でございます。

以上、御説明申し上げましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） この施設は、中学生からお年寄りまで、非常に多くの町民が利用している大変人気の施設だと聞いております。

そうした中で、均平がとりにくいか水はけが悪いなどというのは、はっきり言って、この施設に対しまして基本的な問題があると思っております。

そこでですが、ロータリーをかけて鎮圧しただけの話なのですが、これで本当に問題解決になるのかということです。専門家がやると水はけがよくなるのでしょうか。その辺お聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） スポーツ振興主幹。

○スポーツ振興主幹（浅野謙司君） 毎年、ソフトテニス協会のほうに、通常の春先の雪が解けた後にローラーで転圧をしたり、ブラシがけをしたりということで整備はいただいておりますが、先ほど言ったように、年数がたつにつれて、コートの中のほうが若干すり鉢状になるといいますか、水がなかなか抜けづらくなる状態ができてきているという話もいただきまして、今回、一度、土を掘り起こすといいますが、攪拌しての再整備をさせていただくものでございます。

たくさん少年団、中学生が使っておりますので、そういった面では利用の頻度もございますけれども、今回、改めて整備をさせてもらいたいということでござい

す。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 凍土の問題もありますし、少しお金をかけて直してやるのが本来かと思えます。今後とも、よろしくお願いいしたいと思います。

続きまして、同じく体育施設費で、207ページの庁用備品16万4,000円ですが、ソフトボール場備品購入内容について、管理運営方法について質問したいと思います。

○議長（大原 昇君） スポーツ振興主幹。

○スポーツ振興主幹（浅野謙司君） ただいまのソフトボール場の庁用備品についての御質問でございますが、さきに建設グループより説明があったかと思えますが、今回、河畔公園から旧美幌中学校グラウンド跡地に移設整備をするもので、移設に伴うグラウンドの整備用具やベース等の格納庫として物置を購入し、敷地内に設置するものでございます。

物置の大きさにつきましては、床面積3.47平米、約1坪ということでございます。

管理運営方法につきましては、これまで建設グループにおいて草刈り等の業務を行ってございましたけれども、河川敷から移設した後につきましては、教育委員会のスポーツ振興グループでグラウンドの整備作業を行うことを考えてございます。

また、使用の申し込みや利用調整につきましては、従来と同様、スポーツ振興グループで、ソフトボール協会または利用団体と調整を図りながら、効果的な利用に努めてまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） この問題の内容については、所管が建設部から教育委員会

のほうに変わるのではないかとって質問させていただきました。

以上です。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 208ページの学校給食センター費にかかわってお伺いいたします。

一つは、学校給食のこれまで配食された食数の推移をお示しいただきたいと思えます。

もう一つは、能力との関係で余裕があるのではないかとということで、どの程度の提供の余力があるのか、この点をお示しいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 学校給食主幹。

○学校給食主幹（石田勇一君） 学校給食運営事業についてお答えいたします。

現在のセンターは平成9年4月から稼働しておりまして、建設当時の調理能力は3,000食となっております。ただ、その後、学校給食衛生管理基準の改正、あるいは、毎年実施されております保健所による現地指導等がございまして、建設当初の20年前と比較いたしまして、調理における衛生基準が非常に厳しくなっている現状にございます。

こういったことを考えまして、現在の基準に照らし合わせますと、調理能力は1,800食程度と考えてございます。

一つ目の御質問の平成29年度までの年度別の提供食数については、こちらに記載のとおりとなっております。平成29年度ですと5校全校に対して1,601食を提供してございます。

二つ目の余剰能力の活用検討という御質問でございますが、これまで具体的にそういった検討を行ったことはございません。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 今、津別高校で給

食の提供があるということなどが父母の間では結構話題になっていまして、美幌では可能性がないのかということが話題になり始めている感じがいたします。しかし、実態はわからないので、大いに議論するわけにもいかないということで、今お聞きしましたら、200食程度の可能性があるということは受けとめさせていただきました。実際にどこでどのような需要があるのかということはまだ承知しておりませんが、そういうキャパは一定程度あるということはしっかり受けとめたいと思います。

わかりました。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 209ページの同じく体育施設費、体育施設整備事業の車両118万5,000円について御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） スポーツ振興主幹。

○スポーツ振興主幹（浅野謙司君） ただいまの体育施設費の車両購入の118万5,000円の内容に関する質問に回答させていただきます。

これにつきましては、クロスカントリースキーコース用スノーモービルの更新ということでの予算でございまして、現在、柏ヶ丘公園クロスカントリースキーコース整備のために使用しているスノーモービルでございまして、平成7年に購入いたしました。エンジンの不調やキャタピラの磨耗などにより老朽化が著しいことから、今回、更新整備を行おうとするものでございます。

本町のクロスカントリースキーコースの維持管理につきましては、平成28年度に圧雪車を導入させていただきました。コースの状態がかなりよくなり、利用者にも大変喜ばれているところでございます。

しかしながら、圧雪車を稼働させるためには、積雪量が15から20センチ程度必

要でございまして、その年の天候状況にもよりますが、例年、12月中旬から下旬ぐらいまでは圧雪車が稼働できないのが実情でございまして。

その間、スノーモービルの後部にスキーカッターを取りつけまして、コース整備を行っているところでございます。

また、圧雪車の稼働後につきましても、圧雪車が通れない場所がありまして、コースづけや資材の運搬、救助等で緊急にスノーモービルを必要とする場合がございますので、引き続き、車両更新整備を行いまして、コースの造成並びに安全な管理運営に努めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 去年、2,800万円でクローラ型の圧雪車を導入したということですが、こんな話は聞いていなかったです。コースの整備に対しては、2,800万円のクローラで全て対応できるのだと。これは、聞かなかった私が悪かったのでしょうか。

今になって、やっぱりスノーモービルがなかったらやり切れないということですが、積雪が少ないときには利用できないとか、狭いところに入れられないとか、そんな問題は圧雪車を購入するときから当然わかっていたのでしょうか。圧雪車購入のときにもう少し詳しく話していただければよかったです。今回の事業については仕方ないです。

以上です。

○議長（大原 昇君） 午前中、吉住議員の質疑の中で、資料をつくるという話がありまして、今、資料ができましたので、資料配付のため、暫時休憩いたします。

午後 1時48分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続

き、会議を開きます。

説明をお願いします。

学校給食主幹。

○学校給食主幹（石田勇一君） 吉住議員からありましたスクールバス運行業務委託料について、資料不足で大変申しわけございません。資料に関して御説明申し上げます。

2枚ございまして、1枚目の資料がスクールバス委託料の積算の内訳ということで、平成29年度と平成30年度の当初予算ベースでの比較でございます。

午前中の答弁で申し上げた委託料の伸びの7%は、こちらの表の③のキロメートル当たりの運行費用ということで、平成29年度は259円、平成30年度が277円で、これが7%の増ということでございます。

その積算根拠といたしましては、上の表からきて、人件費から一般管理費までということで、その積算の数字を載せてございまして、増加となった主な要因といたしましては、人件費の増加率が25%近くということで、増加の要因は人件費の伸びでございます。

参考として、それぞれ小学校費、中学校費のバスとハイヤーの委託料の内訳を記載させていただいております。

2枚目は、平成30年度のスクールバスの運行日数ということで、それぞれ学校給食グループ所管分の台数とまちづくりグループ所管分のバスごとの運行日数を表のように記載させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 1回だけお許しいただいておりますので、お聞かせ願いたいと思います。

これを見ますと、人件費24.7%です。平成29年と比べてです。これは、最低賃金の伸び率からいってもいかなものか。

それから、保険料です。特殊事情があるなら、こういう数字はわからないわけではないのですが、この点もお聞かせ願いたいです。

それから、一般管理費です。普通、一般管理費というのは、小計に対して10%とか11%とか一定の考え方があろうかと思うのですけれども、平成29年をざっと計算すると14%ぐらいですか。30年度は12%ぐらいですか。一般管理費の経費というのは、普通はパーセントで追うべきであって、もしこんなにパーセントが変わる要素が積み上げ方式であるのなら、やはり、再度説明していただかなければわかりません。

結果として、こうなりますというのわかりません。ただ、今言ったように、なぜ人件費が平成29年度と比べて24.7%伸びたのか、保険料は特殊事情があるのか、一般管理費は普通は率だと思っておりますので、この率がこんなに変わる理由がわかりません。

これは1回の質問しか許されませんので、わかるように御説明願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） ただいまの積算の根拠でございますが、この委託費の算出に当たりましては、業者の見積もりの中で出していただいた数字で計上しているところでございます。ただ、この中の人件費の伸びにつきましては、バス事業者によりまして運転手の待遇改善を図るということで、例えば、運転手の正規雇用者がふえたことや、運転手の年齢が上昇したこと、それから、人手不足のために雇用単価が上がっているという形で人件費が増加していると聞いております。

以上でございます。（発言する者あり）

申しわけありません。

一般管理費につきましても、業者見積もりによりまして計上しておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） これは、1社契約ですか。そうであれば、すごく危険性があると思います。

29年から30年で4分の1も上がっているのです。教育委員会ばかりに聞くのは失礼だけれども、それなりのことを言っていないと、そうしたら、直営でやっている人件費だって、例えば、自衛隊退職者は幾らだと査定し直す必要も出てきます。

保険料というのは、会社が保険屋さんに払う保険料だと思っていますので、こんなに上がるということは、やはり特殊事情があるのではないかと思うのです。

そこら辺のカウントの仕方とか、一般管理費も、あくまでも業者さんの見積もりで出したというふうには聞こえましたが、一定の役場内の考え方はないのかどうか。

今の説明でしたら、業者の見積もりどおりに出したと私には聞こえたのです。見積もりをいただいた会社が出せば採用になるのか。私は、役場内部の一定の考え方があって、業者から来るのはあくまでも参考です。だから、一般管理費においても、会社によっては細かく言えば違うと思います。でも、役場としては、今まで一定比率でやってきたのではないかと思います。

これ以上やると一般質問になってしまいますので、腹を決めたら次の6月にでも一般質問をさせていただこうと思っていますので、もう一回だけ御説明していただけますか。役場独自に持っているものはないのかという趣旨も含めてです。出された見積もりをもって、はい、わかりましたと見積もるのですか。

○議長（大原 昇君） 学校給食主幹。

○学校給食主幹（石田勇一君） まず、1点目の契約の相手についてですが、それぞれ委託しているバスは、まちづくりグルー

プ分と学校給食グループ分でそれぞれ運行管理していますので、それぞれ委託契約をしているということで、町内のバス業者2社に見積もり依頼をして契約をするということで進めております。

同じような答弁になりますけれども、委託料の積算に関しましては、業者さんからの見積もりをもとに、まちづくりグループとも協議しながら委託料の積算をさせていただきます。

○議長（大原 昇君） 5項、保健体育費、202ページから211ページまでについて、ほかに質疑はありませんか。

6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 予算書の207ページになります。

屋外体育施設維持管理事業5,737万5,000円のうち、新しいソフトボール場に消耗品費でベース、庁用備品で収納庫を買われるということをお聞きいたしました。これは、トイレなどはこの備品にないのですけれども、旧美幌中学校のトイレは、水道がないのにどうされるのか。

また、旧河川敷にまだ使えるような備品があるのではないかと思うのです。バックネット、ベンチ、あるいは物品庫みたいなものがあつたような気がするのですけれども、それらを再利用する考えはないのかも含めまして御答弁いただければと思います。

○議長（大原 昇君） スポーツ振興主幹。

○スポーツ振興主幹（浅野謙司君） ただいまのソフトボール場についての御質問でございますが、移設につきましては、建設グループのほうで直営で移設していただくことで調整を図っているのですが、現在使っているバックネットやベンチにつきましては、当然、それを移設して使用することを考えております。

トイレにつきましては、簡易水洗を新たに設置してもらうことで、建設グループの

修繕料の中に入っております。

それ以外の庁用予備につきましては、スポーツ振興グループの予算で上げさせていただいた物置やベース等の消耗品程度を考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、10款、教育費を終わります。

次に、11款、公債費、212ページから213ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、11款、公債費を終わります。

次に、12款、214ページから215ページまでの質疑を許します。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 215ページの職員給与費の中で、一般職給は166人ということで前年より2名減という説明があったと思います。職員数が多い中で、どこのグループで職員減をされるのか、その辺の状況がもしわかればお知らせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） グループごとの定数が定まっていないということもございまして、どこを減にするかというよりも、グループの事務量とそこに配置されている職員数の中で相対的に考えて減をしていくということを考えております。また、グループの中で都合がつく時期的に忙しい時期とそうでない時期があると思いますので、そういったところで、グループの中で異動がしやすいといいますか、人の配置がしやすい形でグループの中で減をしていくしかないと思っております。

もう一つは、職員数の減による担当の統合や機構の見直し等によって職員の減につ

いてはカバーをしていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、12款、職員給与費を終わります。

次に、13款、予備費、216ページから217ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、13款、予備費を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終わります。

次に、歳入に入ります。

歳入は、一括して20ページから73ページまでの質疑を許します。

12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 47ページの手数料の衛生手数料のところでは、

ごみ処理手数料6,294万3,000円についてですが、直搬ごみの持ち込み料の金額設定の根拠についてお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（佐々木 斉君） 直搬ごみの持ち込み料の金額設定の根拠について御説明したいと思います。

金額設定につきましては、町の使用料、手数料等の設定基準に基づき原価計算、コスト計算を行い、次に、受益者負担の割合を決定後、住民への影響、近隣市町村、類似団体との均衡、施設の設置目的や性格を考慮し、設定しているものでございます。

直搬ごみの手数料といたしましては、一般ごみの有料化は平成17年9月から実施し、平成21年4月に直搬ごみの手数料を改定しているものでございます。

家庭系直搬ごみ手数料は10キロごとに80円、事業系直搬ごみ手数料は10キロごとに90円となっているところでござい

ます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 今の御答弁で、平成21年4月に直搬ごみの手数料を改定したと言われておりましたが、それからもう9年になります。改定というお考えはあるのか、お伺ひいたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 町の使用料、手数料の見直しにつきましては、今回のごみだけではなくて、町全体の見直し時期に合わせて検討を行い、改正をしております。今、町のほうでは、平成31年10月の消費税の改定に合わせて見直しをする予定もありますので、そういう時期にごみ処理手数料もあわせて検討させていただきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 歳入、20ページから73ページまでについて、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 以上で、歳入の質疑を終わります。

これで、議案第50号平成30年度美幌町一般会計予算についての質疑を終わります。

暫時休憩をします。

再開は、14時25分といたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第51号平成30年度美幌町国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 291ページ、国民健康保険税5億5,556万5,000円にかかわって、国保税の減免世帯数及び金

額についてお示しいただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 税務主幹。

○税務主幹（関 弘法君） 御質問の国民健康保険税に係る減免世帯及びその減免金額の見込みについてでございますが、減免につきましては、条例に基づくもので、本人からの申請に基づきまして、まずは震災等によりまして、所有家屋等が一定以上の損害を受けた場合、年度途中より生活保護受給世帯となった場合、前年と比較しまして一定以上所得が減少したことにより、生活が困窮し、保険料を支払うことが困難な場合、全国健保協会管掌の健康保険などの被用者保険に加入していた方が後期高齢者医療制度の加入者となったため、その扶養に入っていた方、この方を旧被扶養者と言ひますが、この方が国保に加入した場合、最後に、矯正施設への収容があった場合、これらにつきましては、主にそれぞれ著しい現状の変化に対するものにつきまして、全額減免、一部減免を行っているところでございます。

平成30年度の減免の見込みでございますが、生活保護受給開始による資格喪失、旧被扶養者について、そして、矯正施設への収容について、13世帯、減免金額で29万4,000円を見込んでおります。これまでの実績推移等を考慮した数となっております。

このほか、減免とは別となりますが、法令上定められております国民健康保険料が軽減される制度がございます。

こちらにつきましても、実績推移を考慮した見込みとなっておりますが、中身としましては、まず、低所得世帯に対しまして、一定所得以下の場合において、被保険者1人につき均等にかかる均等割と、世帯にかかる平等割について、それぞれ所得基準の低い順に7割、5割、2割の軽減が受けられるというものでございます。

また、非自発的失業者につきましては、

解雇、倒産などにより離職した方に対する保険料の軽減であります。対象となる方の前年所得のうち、給与所得に限りまして100分の30とみなして保険料を計算するといった軽減でございます。

軽減としての合計では1,677世帯、軽減額で8,163万8,000円と見込んでおります。さきに御説明申し上げました減免と合わせますと、合計で1,690世帯について、金額では8,193万2,000円の見込みとなっておりますが、国民健康保険税の課税総世帯見込み数である2,965世帯のうち約6割弱の世帯につきまして、減免、軽減という国民健康保険料について何らかの減額がなされているという状況でございます。

以上、御答弁申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 平成30年度の見込みをお示しいただきました。

そこでお聞きいたしますが、美幌町の国保税の現年の収納率は、この四、五年の間では、平成26年の97.55%が最低で、平成27年度の97.79%が美幌町の国保の収納率から言えば最高水準ではないかと思っております。

そうなりますと、逆算しまして、大体三千二、三百世帯が加入されているので、現年での未納は80世帯から70世帯程度しかないのです。ほとんどの方は納入されているということです。

今、所得の低い人に対しては、最低で7割ということです。本人が申請しなくても、7割、5割、2割については自動的に軽減されているということで、制度的には7割が最大だと思うのです。それは、申請しなくても対象になるということです。あとは、申請を要するのは、先ほどお話がありましたように、突然所得が低くなったという天災とか病気、失業ということで、所

得が低いということだけでは対象にならない仕組みになっています。美幌町税条例第157条の国民健康保険税の減免の中でも、所得が低いことを理由としての減免は受け付けられないとなっています。

毎年、所得ゼロの方々がどれぐらいいるかということで、大体1,000世帯が所得ゼロなのです。これは、最大で7割ですから、3割は保険税を支払わなければならない世帯です。

こういう非常に厳しい状況の中で、何らかの形で減免するためには、1,734の自治体の中で849の自治体は、自治体上乘せで税の減免規定を条例または規則でついている状況ですが、美幌町はまだそこまで踏み込んでおられません。これだけ高い収納率になると、現場では相当踏み込んだ対応をせざるを得ない状況になっているのではないかと私は思うのです。所得ゼロの中から何万円か出してということを行うわけですからね。

今のところ、重大事件などは発生していませんが、非常に厳しい状況も十分に考えられるので、昨年来、国としては、徴収に当たっては配慮をということで、国税徴収法の基本の徹底がされているのだと思います。もう一つは、税の軽減の部分でも、各自治体が主役なので、踏み込むことはできないけれども、7割、5割、2割以上の部分で減免の規定を条例等で作る方向で助言されているのだと思いますが、いよいよその必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

今、約98%の収納率で、残り2%ぐらいです。ここまでの段階では、現場を預かる皆さんの中から、相当厳しいという声は出ていないのでしょうか。

まず、その辺を聞かせてください。

○議長（大原 昇君） 税務主幹。

○税務主幹（関 弘法君） お尋ねの件ですが、昨年8月に担当者会議が行われたときに、ある一定の基準について厚労省から

お話があったところでございます。

そのお話につきましては、滞納処分の執行停止、いわゆる過去の債務につきましては、国税徴収法で定められており、給与差し押さえの禁止額と同じものではございませんが、本人10万円プラス同一生計扶養者であれば4万5,000円、例えば2人世帯であれば14万5,000円ですけれども、生活保護基準同等程度と判断できる場合には、滞納処分の執行停止ができるという規定が以前から国税徴収法で定められております。

8月の担当者会議におきまして、これまで制定されておりました国税徴収法につきまして、再度、厚労省から周知があったものと理解しております。

一方、減免ということにつきましては、担当者会議で言われておりますのは過去の滞納処分の執行停止の部分でして、これから先、納期限がまだ来ていないものを減免するというところまでには及んでいないと認識しているところであります。

現に、国民健康保険の加入者は、低所得者の方が非常に多い状況でございます。その結果、滞納も少なくないという状況にあります。前年の課税所得について現年分が課税されるということで、昨年の課税所得に対して課税されるという観点から、美幌町では減免の取り扱い要綱を制定しております。前年度から著しく所得が減った場合、一定の基準に基づくものが要綱で定められておりますけれども、そういった場合には減免を行うということで、現在、進めているところです。

ただ、低所得者の方が多い状況でありますので、徴収業務につきましても、納付相談を基本に、できる限りその方の生活状況を把握した中で対応していった状況でございます。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 最後の質問になり

ます。

所得が33万円あっても7割軽減になるのですが、所得ゼロについては、無限にゼロなのです。全くないという方も含まれているのです。

他方で、生活保護があるではないかと言うけれども、日弁連では生活保護については15%から18%程度しか捕捉できていないのです。5倍、場合によっては6倍も同じような水準の困窮世帯があるのです。国の軽減規定、減免規定はそこまでは及んでいないので、それ以上は市町村で考えてくれという仕組みになっています。

税の徴収では、担当者が一生懸命なのはわかるけれども、結局は、ない袖を振らせるということです。80世帯から90世帯ぐらを除いて、皆さん現年の国保税を納めているということを考えたときに、現場では、お互いにストレスをぶつけ合うということが避けられない状態になっています。

国は、市町村が7割、5割、2割以上を組み込んで減免規定を設けることについては、だめだとは一切言ってないのです。それは市町村がおやりくださいということなので、いよいよ美幌町もそうせざるを得ないのではないかと私は思います。

結局、必要な方を減免することによって、徴収率は100に向かってさらに上がっていきます。減免が認められれば、分母から弾かれるので、結局は支払い能力のある可能性のある人に働きかけて、100にどんどん接近していけるということです。ですから、徴収率も必ず上がり、現場でのトラブルはより少なくなるという状況だと思います。

そういう状況で、減免をしても、その8割は国が補填しますということですから、収入はゼロではないのです。減免した分の8割方は補填されるということになっているので、この部分も含めて、ぜひ徴収の段階で執行停止をするということと同時に、

税をかける段階で免除してほしいという道を町税条例、その他でつくっていくべきだと思うのです。

真面目に仕事をやっておられる現場の皆さんと町民とのぶつかり合いを回避するということと、最低限度の生活を保障するという部分から、私はいよいよ踏み込む段階に来ているのではないかと思います、町長、いかがですか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 国民健康保険は、国民皆保険を支える大きなシステムだと私は思っています。また、国民がひとしくそれぞれの所得に応じて負担をし合って、その中でいろいろな病気に対応するというところで、大変いいシステムだと思っております。

そんな中で、軽減については市町村独自というふうなお話でありましたけれども、これについては、かかる病気、もう少し言えば療養給付費を含めて国保全体でどれくらい経費がかかるのかということも含めて考えなければ、一方では軽減世帯がどんどんふえて、一方では療養給付費がどんどん膨らんでいく状況の中で、所得のある人がどこまで負担していいかという問題も出てくるのではないかと思います。

いずれにいたしましても、我々としては、納税相談を含めて、支払えない状況に陥った方については、しっかりと納税相談なりの道の中で対応していきたいという思いでございます。

849の自治体が上乗せしてそれぞれやっておられるということですが、我々はその実態もまだ把握していないところがありますので、しっかりと把握しながら、トラブルのないような形で納税相談等にしっかりと対応していきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 313ページの趣

旨普及費のジェネリック医薬品利用差額通知書作成委託料3万1,000円の実績について御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（佐々木 齊君） ジェネリック医薬品利用差額通知書作成委託料について御説明したいと思います。

資料をつけさせていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

美幌町におけるジェネリック医薬品利用実態ということで、医薬品数の数量ベースというところですが、平成29年度11月診療分、1万3,537個のうち、真ん中にあります代替不可先発品4,509はジェネリックに切りかえることができません。その残った個数のうち、6,251については、既にジェネリック医薬品となっております。代替可能先発品2,777がジェネリック医薬品に切りかえることができる医薬品となっております。

真ん中の薬剤料額の金額ベースというところをごらんください。その代替可能先発品平成29年11月分、金額672万6,307円については、2,777個に対する医薬品の金額となっております。

一番下の最大効果額ですが、平成29年11月が仮に全部ジェネリック医薬品に切りかわった場合のものでございます。金額が382万2,604円、保険者負担が284万4,973円、自己負担が97万7,631円になります。672万6,307円と382万2,604円の差額分がジェネリックに切りかえた場合の効果額となっております。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 平成25年以降の経過で、年々、少しずつですけれども、後発医薬品の利用が高まってきていることは、今の説明にもありますように、保険者である美幌町にとっても、また患者にとつ

ても医療費の負担軽減につながるということで、私も保険証にジェネリックのシールを張っております。自己負担も減りますので、そのようにやっていますが、町のほうでは、年2回の通知のほかに、保険証発行時に皆さんにそういったことを呼びかけていると思います。

代替可能医薬品を使うことによって、美幌町にとってもさらに大きな財政負担の軽減がありますので、今後、これら以外も含めて、できれば、まち育講座などの場面で保険や医療にかかわるときに、そういったことも関係職員から直接周知していただくことで普及に努めていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 315ページの一般被保険者療養給付費の15億1,160万4,000円の部分でございますけれども、平成29年度の実績見込み、30年度の予算の比較について、簡単に説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（佐々木 斉君） 一般被保険者の療養給付費について、実績見込みと予算額について御説明したいと思います。

平成29年度療養給付費は、見込みが15億2,319万1,000円、受診件数は8万4,127件、1人当たりの給付費としては29万2,752円となっております。

平成30年度予算で見えております一般被保険者の療養給付費は15億1,160万4,000円、受診件数は8万4,034件、1人当たりの給付費は29万6,742円となっているものでございます。

増減の理由といたしましては、療養給付費が前年度の決算見込みと比べまして、1人当たりの医療費については若干増加が見込まれておりますが、被保険者が減少しており、療養給付費の総額が減少になったも

のと考えております。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 1人当たり給付費の伸びを見ていまして、何とかこれをとめられないかと思うのです。これは、美幌町だけではないですが、課題なのだと思いますけれども、特効薬はないですか。

そういう点で、総額もそうですが、一人一人の医療費をどうやって縮めていくかということに、国保加入者だけではなくて、全町民が目を向けていったときに、何か変化が起こるのだろうと思うのです。

そういう意味で、がんの検診を受ける、あるいは成人病の健診率を高める、それから、予防や保健というものが最終的にはここにあらわれてくるのだと思うのです。

とりあえず、この数字を前にして、担当としてはどうしたいと思っておりますか。

がんの検診も、進んでいるという意味では注目されるわけでもないし、特定健診もそうではないという状況も踏まえて、何とかこのカーブを下げていくということが共通の課題なのだと思うのです。

簡単ではないですが、大いに目標のアドバルーンを上げていきたいと思えます。

担当者としてはどう思っておりますか。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（佐々木 斉君） 医療費の伸びの抑制につきましては、従来は療養給付費全体に対する抑制として取り組んできたものでございますが、平成29年度にデータヘルス計画を策定し、診療報酬明細書及び診療情報等のデータの分析等に基づきまして、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効果的な保健事業を推進することで、総医療費の抑制を図りたいと考えているものでございます。

まだ計画を策定したばかりで、具体的なノウハウなども持ち合わせているわけではなく、試行錯誤による取り組みになると思

いますが、目標を持って医療費の抑制に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 所管委員会でも、何とかならないかということで勉強してきていまして、中には幾つも参考になる例があります。私は、一つは、町のトップが、常にこの点で町民に対して呼びかけを行うということがいよいよ避けられないと思ひます。がんの検診率が高いのであれば伸びる余地はないと思うのですが、まだまだ、2倍、3倍、4倍と伸ばす余地を持っていて、特定健診の受診率も3割台だったものが28.7%に下がってしまうという状況ですから、いよいよ、町長が先頭に立って旗を振る年度になったと思うのです。

町長の残りの任期はまだ1年ありますので、1人当たりの給付費を結果的には減らしていくという大命題について、ぜひ先頭に立って頑張っていたいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 町民の皆さんの命と健康の問題でありますので、一般質問でもお答えしましたが、16項目にわたる今までやってきたことの継続を図りながら、新しい事業にしっかり取り組んでいく中で、受診率、健診率も上げていかなければいけないのではないかと考えております。

また、今、町長みずからというお話がありました。私も命の大切さを本当に感じております。町民の皆さんにしっかりと訴えていくということを私みずからやっていかなければいけないという思いに、今、ようやく至りましたので、それに努めてまいりたいと思ひています。どうか御理解のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 317ページの

保険給付費、葬祭諸費、葬祭費、負担金120万円について、この実績などをお知らせください。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（佐々木 斉君） 葬祭費の支給実績について御説明したいと思ひます。

葬祭費は、国民健康保険条例第8条に基づき、被保険者が死亡したときに3万円を支給するものでございます。

平成30年3月13日現在の実績といたしましては、平成29年度の30人に対して90万円を支給しているものでございます。

平成28年度から25年度につきましては、記載のとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 支給実績をお知らせいただきましたけれども、対象死亡者数がわかればお知らせください。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（佐々木 斉君） 葬祭費の支給対象者でございますが、葬祭費の支給対象者には全て支給しておりますので、支給実績の人数と支給対象者の人数は同数でございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） いろいろな関係で、亡くなったときには、役場が開いていないときでも受け付けていて、書類を出していただくのですが、そういうときも、そのお知らせは後日行くということになっているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（佐々木 斉君） 葬祭費は、死亡届が提出されたとき、もしくは、その後に諸手続で役場に来庁されたときに、窓口で、手渡しで交付を行っているも

のでございます。

諸手続とは、国民健康保険証の返還や国民年金の手続、介護保険、医療給付などの手続、水道の手続、税金の手続などがございまして、死亡届の提出を当直で行ったという場合については、戸籍年金の担当で必要な手続を確認して、来庁されたときに、それぞれの部署で一度に手続ができるように御説明を差し上げているのですが、そのときに支給しているものでございます。

○議長（大原 昇君） 1 番高橋秀明さん。

○1 番（高橋秀明君） 3 2 5 ページの特定健康診査委託料 1, 0 1 2 万円の事業内容についてお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（佐々木 斉君） 特定健康診査委託料の事業内容について御説明したいと思います。

事業内容といたしまして、40 歳以上の国民健康保険被保険者を対象に、糖尿病等の生活習慣病に着目した健康診査及び保健指導を実施するものでございます。

審査の内容といたしましては、診察、身体計測、血圧、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査があり、以上の基本検査のほかに、腎機能検査、心電図検査なども追加して行うものでございます。

資料として、次のページをごらんいただきたいと思ひます。

健診の区分でございますが、集団健診、個別健診、みなし健診の 3 種類がございまして、それぞれの医療機関から見積もりをもらった金額で契約をし、実施するものでございます。

自己負担分の 5 歳刻みというものがございまして、こちらにつきましては、40 歳から 70 歳までの 5 歳刻みの節目年齢の方は自己負担を無料としておりますので、その分の予算を計上しているものでございます。

そのほかに、特定保健指導委託料とし

て、負荷試験、血液検査・判定料として予算を計上しているものでございます。

血液検査の判定料としては、指導前と指導後に行いますので、15 人掛ける 2 回の 30 回で予算計上しているものでございます。

以上、御説明しました。よろしく御願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 1 2 番中嶋すみ江さん。

○1 2 番（中嶋すみ江君） 同じ項目ですが、みなし健診の件数及び委託単価について質問いたします。

みなし健診の平成 28 年、29 年の実績と、単価が 2, 700 円と低くなっております。検査の項目を教えてくださいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（佐々木 斉君） みなし健診の件数でございますが、平成 29 年度は、今、実施中なので、平成 28 年度の件数で御説明させていただきます。

平成 28 年度は、総受診数 1, 068 件に対してみなし健診は 169 件となっております。

みなし健診につきましては、診査内容に記載してある肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査などを、医療機関に通院して実施した場合、その診療情報を本人の同意を得て提供していただくことによって、特定健診を受診した者と同様にするものという内容になっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 1 2 番中嶋すみ江さん。

○1 2 番（中嶋すみ江君） みなし健診を実施されていない医療機関があるのかということと、みなし健診の特徴としては、医療機関でみなし健診をして、その結果が本人に行って、病院で再検査しやすい特徴があつて、いいものだと思ひますが、何か課題があるのであればお聞かせくださ

い。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（佐々木 齊君） みなし健診につきましては、基本検査の中で分析する尿検査や血液検査を治療の中で実施していれば、その情報を提供してもらえますが、治療の内容によっては、例えば、尿検査をしないという場合があります。みなし健診のための項目が満たされない部分がございます。全部が満たされている方について、みなし健診として情報提供が行える状況となっております。（「みなし健診を実施していない医療機関はあるのですか」と発言する者あり）

生活習慣病に着目したものが特定健診でございまして、その治療を行っている医療機関でこういう検査をしていますので、そういう治療を実施していない医療機関では、みなし健診は行っていないと思います。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 325ページのがん検診の負担金の内訳について、平成29年度の見込みを含めて教えていただければと思っております。

また、受診率向上対策について、改めて御説明をいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（佐々木 齊君） 各種がん検診の検診者の平成29年度の見込みについて御説明いたします。

胃がんの検診のうち、バリウムについては364人、ピロリ菌については101人、肺がんレントゲンの検診については428人、低線量CTについては209人、大腸がん検診については640人、前立腺がんについては165人、子宮がんについては108人、乳がんについては145人となっております。

受診率向上対策につきましては、イベント会場やふれあい広場の来場者に対する啓

発、受診勧奨、自治会や各種団体を対象とした出前講座による受診勧奨、携帯・スマホによるメールでの検診申し込みの実施、コープさっぽろの店舗スペースを活用した健康コーナーでの受診勧奨、新聞折り込みチラシや町広報、ホームページによる受診勧奨などを実施しているところであります。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、議案第51号の質疑を終わります。

議案第52号平成30年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第52号の質疑を終わります。

議案第53号平成30年度美幌町介護保険特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 413ページの介護サービス等諸費の保険給付費で16億4,536万7,000円が計上されておりますけれども、平成29年度の実績見込みと30年度の予算の比較について御説明いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（遠藤 明君） 御質問の平成29年度実績見込みと30年度当初予算の比較であります。

1ページ目に、サービスごとの事業の月平均利用者数と予算額をそれぞれ掲載しておりますので、御確認いただきたいと思えます。

2ページ目に主な増減理由を回答させていただきました。

平成30年度予算につきましては、第7

期介護保険事業計画の計画値に基づき予算計上をしております。

また、平成29年度決算見込み額は、先月2月末の数字をもとに積算しております。

主な増減理由でございます。

まず、居宅介護給付事業であります。訪問介護につきましては、利用者数が減ることによって減額となり、通所介護は要介護認定者数の増加により増額となります。

次に、施設介護サービス給付事業につきましては、入所者の要介護度が高くなること及び住所地特例者の増加を見込み、増額となっております。

居宅介護予防サービス給付事業につきましては、平成29年4月1日より、軽度認定者及び事業対象者が利用します訪問介護と通所介護の事業区分が予防給付事業から介護予防・生活支援サービス事業、新しい総合事業と言われるものに順次移行されてございます。平成30年度からは、対象者全員が新しい総合事業によりサービス提供を受けますので、この部分の経費が減額となっております。

これに伴いまして、参考に記載しました一番下の欄にある介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス及び通所型サービスにそれぞれ移行部分を計上しております。

なお、利用者が受けられるサービス提供体制につきましては、これまでと何ら変わるものではございません。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、15時25分といたします。

午後 3時13分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平成30年度美幌町介護保険特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許し

ます。

6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 予算書417ページ、介護予防プラン作成委託料560万7,000円ですが、事業の概要と前年度からの予算増額理由について御説明ください。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（遠藤 明君） 事業概要及び前年度予算増額理由について御説明申し上げます。

美幌町地域包括支援センターにおいて、介護予防及び日常生活支援を目的に、その心身の状況や置かれている環境、その他状況に応じて適切な介護サービスが包括的に提供されるよう、必要な援助を行うものでございます。

介護保険法の改正によりまして、平成29年4月1日より、軽度認定者及び事業対象者が利用されます訪問介護と通所介護につきましては、予防給付事業から介護予防・日常生活支援総合事業、新しい総合事業に順次移行されておまして、平成30年4月1日からは、軽度認定者等全員が新しい総合事業によりサービス提供を受けることとなります。

このことに伴いまして、昨年度までの居宅介護予防サービス給付事業の中の居宅介護支援費、ケアプラン作成のことですが、このうち、訪問介護と通所介護の部分が移行計上されたことにより、予算がふえてございます。

なお、利用者が受けられるサービス提供体制につきましては、これまでと何ら変わるものではございません。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 417ページの介護予防・生活支援サービス事業の中の訪問言語指導委託料16万5,000円について、内容及び効果について御説明をお願いします。

○議長（大原 昇君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（武田孝司君） 回答いたします。

訪問言語指導は、高齢者の口腔機能向上を図り、低栄養や誤嚥を予防することにより、要介護状態となることを予防する。二つ目には、失語症や構音障がいなど、言語機能に障がいのある方の機能の維持、回復を図ることで、対象者や家族の生活の質の向上を図ることを目的に実施をしているところでもあります。

内容は、言語聴覚士による訪問指導となっております。

平成29年度の実績につきましては、新規訪問者12名、再訪問者3名、計延べ15名となっております。

年に3日、1日4から5ケースの訪問を実施しているところでもあります。

効果といたしましては、一つ目に、専門職による嚥下評価により誤嚥の予防が図られること、二つ目に、相談者の状態に応じた必要なリハビリの指導を本人及び家族、支援者が受けられ、機能低下予防が図られること、三つ目に、セルフケアの方法と習慣が身につくこと、四つ目に、残存機能を応用し、コミュニケーション能力の維持、向上が図られるなどが挙げられます。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今の説明で、かなりの効果が上げられていることがわかりましたけれども、平成29年度の実績として、訪問者が12名、再訪問者が3名ということでは、訪問言語指導の内容について知られていないところがかかなり多いのではないかと理解しているところです。

やはり、こういういいサービスが受けられるのであれば、もう少しPRを含めてきちんと対応していくべきではないかと思いますが、今後、このサービス事業をどのようにPRしていくか、説明していただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（武田孝司君） この事業の周知でありますけれども、平成29年度につきましては、広報に掲載し、介護保険のサービス事業所に周知をし、施設に入っている方についても該当になるということで、対象者を募集している状況でございます。

今後につきましても、広報やホームページ、また、地域包括支援センターのほうにも、そういった周知ができるかどうかを含めまして検討させていただきたいと考えているところです。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 介護する人たちにとって、少しでも介護をしやすい状況、それから、介護される人たちにとっても、介護してもらいやすい状況をつくっていく一つのサービス事業だと思いますので、PR活動にもう少し力を入れていただければと思います。

多分、施設を利用している人たち、通所している人たちにとっては、情報としてはあるのかもしれませんが、在宅とか、そういう情報がなかなか入らないところの人は、理解をしていないのではないかと、こういうサービス事業があることも知らないのではないかと考えていますので、そういうところにも細心の注意を払いながら、情報、サービスの提供はきちんとしていくべきではないかと思います。

そこら辺の今後の取り組みは、しっかりしていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 予算書の417ページになります。

介護予防・生活支援サービス等費4,521万1,000円の中の事業概要及び前年度予算の増額理由についてであります。先ほどの介護予防プラン作成委託料でおおむね理解しておりますので、相違点だけあれ

ば御説明ください。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（遠藤 明君） 相違点につきましては、ございません。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 417ページの運動指導業務負担金832万5,000円について、運動指導の内容を御説明願います。

○議長（大原 昇君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（武田孝司君） 回答いたします。

本負担金は、保健福祉総合センター運動指導室、健康遊浴室に勤務する運動指導員に支払う賃金に対し、運動指導室利用者のうち、介護保険被保険者分として負担するものであります。

指導員は、運動指導室などを利用する方へ、一人一人に合った運動方法や正しい運動機械の使用方法などを教えることにより、利用者の方が無理なく健康増進を図れるよう指導しております。

また、現在、集団健診ホールや健康遊浴室で週14教室を行っているしゃきプラ教室では、運動指導員が講師となりまして、教室参加者へさまざまな運動を指導しております。

さらに、自治会及び老人クラブの依頼によりまして、まち育出前講座では、体力づくりに役立つ運動を行いまして、介護予防に資する活動を行っているところであります。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 予算書の419ページです。

健康増進PR用DVD作成委託料7万円につきまして、このDVDの内容、特に時間、本数及び活用方法について御説明ください。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（遠藤 明君） 内容及び活用方法について御説明申し上げます。

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向け、介護保険制度における生活支援・介護予防体制整備推進協議体が活動してございます。

地域包括ケアシステム構築のため、今後において地域の自主的な活動をさらに活発化させ、介護予防や地域の支え合いの力を高めることを目的に、誰もが取り組めるしゃきつと体操や軽運動などをDVDに収録し、これを用いて老人クラブやサークルなどの通いの場、自治会及び企業などへの貸し出しとともに、まち育出前講座での取り組みなど、幅広い活用のために作成するものでございます。

なお、内容としましては、20分程度の所要時間を計画しておりまして、5枚分のDVDの作成予定となっております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 完成後につきましては、それぞれの企業体や自治会等に貸し出すということでしたが、その貸し出しに向けたPRや広報活動、あるいは、完成の時期はいつぐらいになるのか、2点お伺いします。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（遠藤 明君） こちらにつきましては、主に高齢者を対象としますので、各老人クラブや、それぞれ地域で出ております民生委員ということで、広報もそうですが、人づたいでということも計画してございます。

また、作成時期ですが、協議体の中からも早ければ早いほうが良いという御意見をいただいておりますので、運動指導士や理学療法士などの御意見をいただきながら、よりよい作品を作成したいと考えてございます。

時期については、今年中にはという感じですよ。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 417ページの任意事業費、包括的支援事業の中の高齢者一時保護措置費の23万7,000円の内容について、御説明をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（遠藤 明君） 内容について御説明申し上げます。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第10条の規定によりまして、市町村は養護者による高齢者虐待を受けた高齢者に対しまして、生命の危険度が高く、放置しておけば重大な結果を招くと予想されると判断した場合、または緊急性がある場合には、一時的に保護措置を講じなければなりません。

内容としましては、虐待を受けた高齢者を短期入所生活介護事業所、緑の苑に緊急一時的に保護するための措置費でありまして、20日間分の経費を計上してございます。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 今までに対象者がおりましたか、お伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（遠藤 明君） ここ10年間は、ございません。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 予算書の417ページです。

地域包括支援センター運営委託料3,309万6,000円の積算根拠及び前年度予算の増額理由について御説明ください。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（遠藤 明君） 積算根拠及び前年度予算増額の理由でございます。

美幌町地域包括支援センターの運営委託に係る職員人件費及び事務経費等について計上するものであります。

増額理由でございます。

ふえ続ける取り扱い件数に対応するための1名分の人件費及び5年に一度のシステムサーバーに係る更新費用並びに本部経費負担金がふえるため増額となっております。

積算根拠につきましては、下に記載しておりますが、増減理由の確認のため、平成29年度分をあわせて掲載いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） この中で、特に事務事業費につきまして、昨年度より2.5倍ぐらい増加しております。本部経費負担金がふえるということで、この本部経費負担金が事務事業費の中に入るのか否か、入るとすれば、この本部経費負担金は幾らなのかについて御説明願います。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（遠藤 明君） 議員がおっしゃるとおり、こちらの事務事業費の中に経費が含まれておりまして、費用は222万6,000円でございます。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 419ページの任意事業費の中の配食事業運営委託料300万8,000円につきまして、積算根拠をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（遠藤 明君） 積算根拠でございます。

一つ目は、配食代で149万400円、二つ目は、運転手代として117万円、三つ目は、車両の燃料費として12万2,000円、四つ目は、事務費、備品購入費等を含みますが、22万5,000円で積算をしております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 同じところで御質

問いたしますが、月平均の利用件数と見込み件数、そして、年々ふえてきているようですけれども、事業従事者の確保についての町としての考え方を御説明いただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（遠藤 明君） お答え申し上げます。

平成26年度分から資料のとおり記載しておりますが、この数字につきましては、平成30年度予算では月平均で661件を見込んでございます。

次に、従事者確保でございます。

配食事業のコースにつきましては、夏場は5コース、冬場は4コースで実施されており、そのうち、社協ボランティアスタッフは2コースを担当し、1組3人体制、届ける方2名、車両運転手1名で行っております。

現在のところ、スタッフの十分な確保ができておりませんが、業務に支障のないよう取り組んでいただいております。

引き続き、一人でも多くのスタッフ確保に向けて協力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） この先、単身高齢者がどんどんふえてきて、こういう配食サービスを受けたいという方が地域の中で年々増加してくることが予想されますので、前にもお話ししましたが、スタッフの確保がこういったサービスを提供するかなめになりますから、ぜひ社協と日常的に連携をとりながら、町としても、スタッフの確保についてぜひ努力をしてほしいと思えます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 予算書の419ページです。

認知症初期集中支援チーム委託料99万

4,000円でありますが、積算根拠とこの事業の内容について御説明をお願いします。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（遠藤 明君） 積算根拠及び事業内容について御説明申し上げます。

介護保険法に基づき、平成30年4月からの実施に向け、支援チームの設置が求められている事業であり、北見赤十字病院（認知症疾患医療センター）への業務委託により、支援協力を受けて取り組む事業でございます。

複数の専門職により、認知症が疑われる人または認知症本人やその御家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察、評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的かつ集中的に行い、自立生活のサポートを行う取り組みとなっております。

積算根拠につきましては、認知症サポート医が28万1,000円、医療系チーム員が70万2,000円、事務費として1万1,000円となっております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 取り組み内容については理解したのですが、日赤への業務委託ということで、現実にはどのような状況で支援をしていただけるのか、もっと具体的に説明をしていただければありがたいです。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（遠藤 明君） お答え申し上げます。

今まで、私どもがかかわっている認知症の疑いのある方等は、通常、ケアマネジャーや地域包括支援センターから情報をいただきまして、ケース会議などを開いて必要な機関につないでおります。

こちらの事業は、困難事例といえますか、どうしても病院にかかりたくないという方を主眼にしております。

こちらは、委託先の日赤の看護師と美幌のほうでもスタッフを用意してチームをつくり、チェックリストを使ったり、いろいろなお話を聞いた中で、最終的には医療機関に結びつけるものですが、困難な事例の場合においてはこちらのチームを使うというものでございます。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 同じく419ページの任意事業、任意事業費、成年後見人報酬扶助134万4,000円について、事業内容を説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（遠藤 明君） 事業内容について御説明申し上げます。

判断能力が不十分で、日常生活を営むのに支障のある認知症高齢者の保護を図るため、親族または老人福祉法第32条の規定に基づき、町長が成年後見申し立てを行った場合、家庭裁判所において成年後見人等が選任されます。その後、被成年後見人等は、選任されました成年後見人等に対して、毎年、成年後見等業務に係る報酬を支払うことになっております。

その際、生活保護受給者及びこれに準ずる費用負担が困難な方に対しまして、町が報酬額を助成することにより、本人が安心して生活を送れることを目的とした事業となっております。

なお、平成29年度現在におきましては、3名の方を扶助しており、平成30年度予算では4名分を計上してございます。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 内容についてはわかりました。

家庭裁判所において成年後見人が選任された場合、弁護士などが任命される場合が多いのですが、額を見るとちょっと低いという気がします。どういう人が成年後見人になられているのか。

もう一つは、3名の被成年後見人というのは一体どういう人なのか、具体的に話せる範囲で御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（遠藤 明君） お答え申し上げます。

まず一つ目の平成29年度の3名分の額が低いということですが、1名分につきましては、社会福祉士でございます。この方は、一番重たい後見人です。残りの2名は、美幌社協が法人後見として受けてございます。1名が後見人、もう1名が保佐人という内容でございます。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 具体的に、どのような人がなられているのかということについて答えがなかったのので、よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（遠藤 明君） こちらの方につきましては、認知が進んでおりまして、自分では判断できないという方が一番重くて、その後見人です。その下の保佐というのは、それに準じて、著しく認知症を伴っているのので、判断力がないという方たちにつくものでございます。（「それでいて、生活保護受給者なのですか」と発言する者あり）

生活保護受給者です。

○議長（大原 昇君） 議案第53号について、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、議案第53号の質疑を終わります。

◎延会の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めま

す。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

◎延会宣言

○議長（大原 昇君） 本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時49分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員